

公共事業執行システム研究小委員会

報告書

【参考編】

2014年8月

公益社団法人 土木学会 建設マネジメント委員会
公共事業執行システム研究小委員会

公共事業執行システム研究小委員会報告書

一発注者の役割からみた公共事業執行システム改革の道筋一

はじめに

わが国の公共事業の執行システムについてはこれまでさまざまな改善のための取り組みがなされたが、未だ問題が解決していない。財政が逼迫している中で、施設の維持管理、災害に対する備え、国際競争力の確保等のニーズが拡大している情勢において、強靱な国家として持続可能な成長基盤を効果的に構築するためには、さらなる公共事業執行システムの改革が必要である。

土木学会建設マネジメント委員会においては、2010年度（平成22年度）より公共事業改革プロジェクト小委員会（委員長：木下誠也）を設け、マネジメント手法の導入と新たな公共事業調達法案を検討し、2011年（平成23年）8月に提言をとりまとめた。これに続いて平成24年度より公共事業執行システム研究小委員会を設け、発注者の役割に関する議論を中心に公共事業執行システムとして残された課題について研究を進めた。

公共事業執行システムは、事業のプロセスを中心に、これを動かすための発注者の体制と民間セクターの提供する技術力を導入するための調達制度やそのしくみ、必要な財源の確保とその運用のための制度、さらに各事業段階において適切な判断を行うために必要な各種情報収集のしくみと分析方法等を含む、一連の体系化された全体のシステムを指す。本研究小委員会では、まず、事業全体のマネジメントに必要不可欠な発注者側の体制について地方公共団体を中心に調査し、その現状と課題を明らかにした。次に、各事業段階における事業執行システム上の課題について調査し、さらに、今後の改善の方向性をとりまとめた。

参考編には、地方の公共事業執行システムのあり方を考えるにあたって重要な課題である「地域の建設産業」の問題と最新の「国内外の入札契約制度(調達制度)」の動向についてとりまとめたほか、小委員会における専門家のプレゼン資料を可能な範囲で添付している。

こうした土木学会における研究活動と並行して、国会筋では公共工事の契約適正化のための立法措置の検討が進められ、紆余曲折を経て本年5月に公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正法が可決成立し、6月に公布・施行された。この法改正は、前述した2011年（平成23年）8月の公共事業改革プロジェクト小委員会報告書において提案された予定価格の上限拘束の廃止や交渉方式の導入などを完全に実現するには至らなかったが、予定価格設定の適正化や仕様の確定が困難な工事への交渉方式導入など、多くの改善策が盛り込まれた。

本研究小委員会は、公共事業執行システムのさらなる改革に向けて目指すべき道筋を提示するものであり、これまで13回にわたる全体会合のほか随時小グループ会合を開催し熱心な討議を経て研究成果をとりまとめた。本報告が、建設分野に関係する機関等の施策に参考とされ、わが国の諸制度の見直しに役立つことを期待するとともに、わが国の建設技術と建設産業の発展、そしてそれらの海外展開の促進に寄与することを祈念する。

2014年 8月

公共事業執行システム研究小委員会
委員長 木下 誠也

委員構成

委員長；木下 誠也(日本大学)

副委員長；小澤 一雅(東京大学)

委員；井上雅夫(株式会社建設技術研究所)

五十川泰史(一般財団法人国土技術研究センター)

大野泰資(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社)

加藤和彦(清水建設株式会社)

木下賢司(一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会)

小熊雅弘(大成建設株式会社)

小塚清(国土交通省国土技術政策総合研究所)

小橋秀俊(国土交通省国土技術政策総合研究所)

小林肇(国土交通省国土技術政策総合研究所)

三百田 敏夫(株式会社オリエンタルコンサルタンツ)

高野匡裕(国土交通省国土技術政策総合研究所)

田村哲(元 株式会社長大)

天満知生(国土交通省国土技術政策総合研究所)

中牟田亮(日本工営株式会社)

中山等(鹿島建設株式会社)

野口好夫(名古屋工業大学)

野村成樹(株式会社竹中土木)

早川裕史(株式会社長大)

松本清次(クイント企画株式会社)

松本直也(一般財団法人建設経済研究所)

村岡治道(岐阜大学)

森芳徳(独立行政法人土木研究所)

森吉尚(一般財団法人国土技術研究センター)

大谷 悟(国土交通省国土技術政策総合研究所(2013年3月まで))

佐渡 周子(国土交通省国土技術政策総合研究所(2013年3月まで))

田辺 充祥(東京大学(2012年10月まで))

福田 敬大(一般財団法人国土技術研究センター(2013年9月まで))

宮武 晃司(一般財団法人国土技術研究センター(2013年3月まで))

(五十音順。各委員の所属は委員在任時点のものを記載。)

目次

【参考編】

1.地方公共団体へのアンケート調査	1
2.地方公共団体発注工事における新たな方式	30
3.海外における発注契約方式	37
4.東北地方の復旧・復興事業に係る現状	45
5.事業促進 PPP	56
6.資料集（小委員会における事例報告・発表資料）	63

1. 地方公共団体へのアンケート調査

地方公共団体向け

平成25年5月

各都道府県・政令指定都市 土木担当部局長 様

(公社) 土木学会 建設マネジメント委員会
公共事業執行システム研究小委員会 委員長
木下誠也 (愛媛大学教授)

地方公共団体技術系職員の業務のあり方及び技術の維持向上策 に関する調査について (協力依頼)

国・地方公共団体をはじめとする公的機関では、近年公共事業予算が縮小傾向の中で、組織・定員の減少も進んでいます。一方では、事業の合意形成、公物の維持・管理、公共工事の品質確保等の業務が相対的に増加しており、公的機関の業務のあり方及びその業務を支える技術力の維持・向上が大きな課題となっております。昨今、豊富な経験と技術を有するいわゆるベテラン職員が退職する中で、貴自治体におかれましてはこれらの課題に対し、様々な取り組みを行われていることと存じます。

土木学会建設マネジメント委員会公共事業執行システム研究小委員会では、公的機関の厳しい財政状況や組織の縮小を踏まえて、公的機関の技術職員が行うべき業務のあり方、技術職員が有すべき技術及びその技術を継続して維持・向上させるための方策について調査研究を行っております。今後、この成果を踏まえ、あるべき形を提言していく考えであります。

この調査研究の一環として、地方公共団体の技術職員の業務の現況を把握するため、下記のとおり、アンケート調査を実施し、現状を把握した上で提言を行いたいと存じます。ご協力方どうぞよろしくお願いいたします。

アンケートの対象といたしましては地方公共団体の建設部局の事務所・出先機関にお願いしたいと考えておりますので、貴部局の建設系事務所・出先機関（管理のみの事務所を除く）を2か所以上選んでいただき、ご回答をお願いする次第です。このため、この依頼文書・調査票を3通同封しております。

なお、ご提出いただいた調査票につきましては管理を徹底し、調査結果をとりまとめるにあたり、貴団体の同意なしに、貴団体の回答が特定できるような公表は行わないことをお約束いたします。

記

1. 調査目的

地方公共団体の技術職員が関わっている業務の現状（業務内容、職員数、外部委託等）、業務の実施に係る問題点、外部委託を含めた業務の在り方や、技術力の維持向上の取り組み状況を把握し、今後の地方公共団体の技術職員の業務支援策をとりまとめる基礎資料とする。

2. 調査の対象

地方公共団体の建設部局の建設系事務所・出先機関（管理のみの事務所を除く）

3. 調査内容

公共施設の管理規模、技術系職員数、年間業務量、業務内容ごとの外注の程度
技術力や業務上の諸問題に対する管理職員の意識

4. 提出期限 平成25年6月7日(金)まで

5. 提出方法と提出先

ご回答の提出は質問用紙にご回答を記入いただき、下記まで郵送していただくようお願いします。

〒305-0804 茨城県つくば市旭一番地
国土交通省国土技術政策総合研究所
総合技術政策研究センター
建設マネジメント技術研究室 小林肇 宛
TEL 029-864-7462 FAX 029-864-2547

なお、電子ファイルでの記入・提出を御希望の場合は、下記のアドレス宛に電子メールを送信ください。折り返し、この調査票のワードファイルを送信しますので、そのファイルに記入して頂き、同じアドレスに御提出ください。

E-mail: kobayashi-h2ph@nilim.go.jp

6. 問合せ先

土木学会建設マネジメント委員会公共事業執行システム研究小委員会委員
野口好夫（(株)人材開発支援機構、名古屋工業大学協力研究員）

TEL 052-485-5100 FAX 052-485-5101

E-mail: y.noguchi.tm@qc.commufa.jp

地方公共団体技術系職員の業務の在り方に関する調査

【調 査 票】

I 組織関係

1. 組織名、連絡先

自治体名： _____ 事務所名： _____

回答者ご連絡先：氏名 _____ TEL _____

e-mail _____

2. 組織の職員数の推移

貴事務所の職員数（常勤職員で管理職員も含まます）を、毎年4月1日現在で、「事務系」及び「技術系」に分けて記入してください。非常勤職員や派遣の非正規職員（現場技術業務委託等による派遣技術者を含む）にきましては、「その他」に記入してください。なお、他団体からの出向・応援の職員につきましては、出向元に籍を残している方のみを対象とし、他団体を一時的に辞職して、貴団体の職員として勤務されている方は「貴団体職員」に含めてください。

年度	総計	事務系		技術系		その他
		貴団体職員	他団体からの出向・応援	貴団体職員	他団体からの出向・応援	
H20						
H21						
H22						
H23						
H24						

3. 組織図

平成25年4月1日現在での貴事務所の組織図を資料としてお送りください。この組織図に係ごとの技術系職員数をご記入ください。

貴事務所の組織図

別紙に記載

4. 技術職員の役職別職員数（平成25年4月1日現在）

平成25年4月1日現在で貴事務所の技術系職員があげられている役職別職員数（常勤職員）を記入してください。以下の表では役職を4層想定していますが、2層、3層の場合は、業務内容から適宜判断してください。特記事項がありましたら、備考欄に記入してください。

役職	職員数(人)	備考
事務所長・副所長級		
課長級		
係長級		
係員		

5. 技術系職員の経験年数別人数

貴事務所の技術系職員（常勤職員）について、貴地方公共団体の採用時からの経験年数区分ごとに人数を記入してください。なお、他の地方公共団体、民間（建設会社または建設コンサルタント等）で建設部門に従事したことのある方については、その従事年数も加えた年数としてください。

特記事項がありましたら、備考欄に記入してください。

経験年数	職員数(人)	うち他団体・民間からの転職者(人)	備考
5年未満			
5年～10年未満			
10年～15年未満			
15年～20年未満			
20年～25年未満			
25年～30年未満			
30年～35年未満			
35年～40年未満			
40年以上			

II 業務量

1. 過去5ヶ年度の決算額

貴事務所全体で支出した過去5ヶ年度の各年度の決算額（職員の人件費を除く）を以下に記入してください。なお、平成24年度につきましては、直近の補正予算額を反映した予算額を記入してください。特記事項がありましたら、備考欄に記入してください。

年度	決算額（百万円）	備考
H20		
H21		

H22		
H23		
H24		

2. 過去5ヶ年度の建設工事、調査・設計等業務 発注件数及び契約金額

貴事務所で発注された過去5ヶ年度の建設・維持修繕工事（土木、建築等）及び調査・設計等業務（建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、用地補償調査業務等）の発注件数（当初契約ベース）及び契約金額（最終）の合計を記入してください。特記事項がありましたら、備考欄に記入してください。

複数年度にわたる契約（債務負担行為による契約）については、契約初年度に全体額をまとめて記入してください。

年度	建設・維持修繕工事		調査・設計等業務		備考
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(百万円)	
H20					
H21					
H22					
H23					
H24					

Ⅲ 施設管理

平成25年4月1日現在で、貴事務所が管理する道路、河川、下水道、港湾等の公共施設の管理延長・箇所数を以下に記入してください。

1. 道路

	路線数	実延長(重複区間除く)(km)	備考
一般国道(指定区間外)			
都道府県道(主要)			
都道府県道			
市町村道			
その他			
合計			

2. 河川、下水道、水路関係

	河川数	実延長(重複区間除く)(km)	備考
一級河川(指定区間)			

二級河川			
準用河川			
下水管渠（合流及び分流）			
都市下水路			

3. ダム、遊水地、調節池等（洪水等を一時的に貯留する施設）

	全体箇所数	貯水量1万トン以上の箇所数
ダム		
遊水地		
調節池		
その他		

4. 砂防指定地面積

箇所 _____ km²・ha

5. 海岸（海岸保全区域、その他）

_____ km

6. 都市公園

広域公園、運動公園、総合公園（市においては街区公園、近隣公園、地区公園）

_____箇所 全体面積 _____ ha

7. 港湾・漁港

港湾 _____ 港（うち重要港湾以上 _____ 港）、管理係留施設総延長 _____ m

漁港 _____ 港、係留施設総延長 _____ m

8. その他

地すべり地域 _____ ha

急傾斜地崩壊地 _____ 箇所 ha

土石流危険溪流 _____ 溪流

漁港 _____ 港（施設整備のみで管理は他部局）

法定外公共物 _____

IV 業務実施に係る問題について

1. 管理職員の問題意識について

事務所長等の管理職員の方々が、地方公共団体の技術職員が行う業務に関する体制（人、予算）、職員個人の技術力について、どのような問題を感じておられるのかを把握するため、以下の設問に回答してください。

(1) 体制（人、予算）

項 目	問題意識	備考
【調査・設計等業務】		
1. 調査・設計等業務委託(入札・契約、業務の実施・管理・監督等)に従事する担当者の人数は確保されていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
2. 担当者は業務委託の準備、打合せ、指示、監督等のための時間を確保できていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
3. 業務委託の担当者は、設計成果のチェックができていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
4. 調査・設計等業務の委託費用が確保できていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
【工事（主として維持以外）】		
1. 工事に従事する担当者（設計・積算）の人数は確保されていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
2. 工事に従事する担当者（監督）の人数は確保されていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
3. 担当者は工事の監督のために現場に行けていますか	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
【維持管理】		
1. 各種許認可の技術的審査に要する職員数は確保されていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
2. 所管の施設（道路、河川等）の維持に従事する職員数は確保されていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	
3. 所管の施設に関して災害をはじめ非常時の対応のための体制は確保されていますか？	1. 十分 2. やや不足 3 不足	

(2) 技術力の現況

貴事務所の職員の技術力について、現在と10年前を比較して平均的にどうとらえておられるのか、事務所長等の所見を以下に回答してください。

項目	技術力の現況	10年前の技術力との比較	現状が続いた場合、危惧すること（自由記）
担当業務を遂行するために必要となる基礎知識	1.十分 2.やや不十分 3.不十分	1.向上した 2.やや向上した 3.変わらない 4.やや低下した 5.低下した	
調査・設計等の業務、工事の経験	1.十分 2.やや不十分 3.不十分	1.向上した 2.やや向上した 3.変わらない 4.やや低下した 5.低下した	
技術的事項の判断力	1.十分 2.やや不十分 3.不十分	1.向上した 2.やや向上した 3.変わらない 4.やや低下した 5.低下した	
監督・検査能力	1.十分 2.やや不十分 3.不十分	1.向上した 2.やや向上した 3.変わらない 4.やや低下した 5.低下した	
業務工程管理等のマネジメント	1.十分 2.やや不十分 3.不十分	1.向上した 2.やや向上した 3.変わらない 4.やや低下した 5.低下した	
利害関係者への説明、調整	1.十分 2.やや不十分 3.不十分	1.向上した 2.やや向上した 3.変わらない 4.やや低下した 5.低下した	

(3) 技術力不足の主な要因

①技術力不足の要因

(2)の「技術力の現況」で、「2. やや不十分」、「3.不十分」の回答が一つでもあった方にお伺いします。技術力が不足していると感じられている場合、その原因は以下の項目とどの程度関係があるのかについて回答してください。また、これらの項目以外にも、技術力不足に関する理由がありましたら、下記理由のその他覧の9、10（最大2つまで）にご記入いただくとともに、関係（1～5）についても回答してください。

理 由	関 係	備 考
1. 業務委託により簡単な設計も自ら行うことがなくなった	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
2. 現場に出る機会（時間）がなくなった	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
3. 技術を教えるベテラン職員がいない	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
4. 合意形成、企画・計画などのソフト系の業務が増えた	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
5. 職場での技術力向上の取組みが不十分	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
6. 技術的事項は委託業者・請負業者に任せてよい、という意識を職員が持っている	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
7. 給与面等、技術力を習得するインセンティブがない	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
8. 多くの民間事業者の技術力が低下してきている	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
9. その他 (_____) (_____)	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	

10. その他 ()	1.大いに関係する 2.少し関係する 3.あまり関係しない 4.全く関係しない 5.どちらとも言えない	
-------------------	---	--

2. 業務の委託状況、技術職員の業務別構成

今日、民間委託をする自治体が多くなってきているようです。そこで当研究小委員会では現状を把握し、これを踏まえたうえで公共事業執行システムの研究に反映させていきたいと考えています。

そこで貴事務所の以下の業務について、①当該業務の実施の有無、②左記①で有の場合、民間事業者への業務委託の状況、③左記①で有の場合、職員が行っている業務を支援または補助している者（いわゆる発注者支援業務、行政補助業務等による派遣技術者）の有無について、以下の設問に回答してください（該当する事項に○をつける）

業務分野	①当該業務の実施の有無	②民間事業者への委託の状況	③職員が行っている業務の支援・補助を実施している者の有無
企画・計画・調整	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無
測量・調査	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無
設計	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無
調査・設計等業務の監督（照査など）	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無
積算	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無
工事の入札・契約（発	1. 有	1.委託していない	1. 有

注手続、技術審査ほか)	2. 無	2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	2. 無
工事の監督・検査	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無
施設の(巡回)点検、調査、診断	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無
施設の維持修繕	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無
設備管理関係(電気通信・機械)	1. 有 2. 無	1.委託していない 2.一部委託(職員の実施割合 50%以上) 3.一部委託(職員の実施割合 50%未満) 4.すべて委託	1. 有 2. 無

V 改善の取り組み(自由記述)

団塊の世代の大量退職や技術職員の削減などによって技術力の維持向上が大変問題になっていると考えられます。この問題について、貴事務所あるいは貴部局で特に力点を置いて取り組んでおられる対策をできれば3つ以上ご記入ください。(独自の資格制度など新たな試みなどありましたら是非、ご記入ください)

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

■地方公共団体技術系職員の業務の在り方に関するアンケート調査 回収結果

都道府	名等	部局課名	担当班・係	回答出先機関	回答出先機関数
北海道・東北	北海道	建設部総務課	人事グループ	空知総合振興局札幌建設管理部 十勝総合振興局帯広建設管理部	2
	青森県	県土整備部整備企画課	企画・指導調査グループ	下北地域県民局地域整備部 西北地域県民局地域整備部	2
	岩手県	県土整備部 県土整備企画室	企画担当	梁川ダム建設事務所	1
	宮城県	土木部土木総務課	企画調整班	北部土木事務所 栗原地域事務所 大河原土木事務所	2
	秋田県	建設部技術管理課	調整・建設マネジメント班	仙北地域振興局建設部 北秋田地域振興局建設部	2
	山形県	県土整備部管理課	県土整備推進室	最上総合支庁建設部 置賜総合支庁建設部	2
	福島県	土木部 土木企画課	政策企画担当	県北建設事務所 県中建設事務所 会津若松建設事務所 いわき建設事務所	4
関東	茨城県	土木部企画室		水戸土木事務所 鹿島港湾事務所	2
	栃木県	県土整備部 技術管理課	技術調整担当	烏山土木事務所 鹿沼土木事務所	2
	群馬県	県土整備部 監理課	総務企画係	前橋土木事務所 沼田土木事務所	2
	埼玉県	県土整備部 県土整備政策課	調整担当	秩父県土整備事務所 杉戸県土整備事務所 川越県土整備事務所	3
	千葉県	県土整備部県土整備政策課	政策室	千葉土木事務所 安房土木事務所	2
	東京都	建設局総務部技術管理課	設計班	第一建設事務所 第六建設事務所	2
	神奈川県	県土整備局総務室	企画調整グループ	横須賀土木事務所 横浜川崎治水事務所 県西土木事務所 厚木土木事務所 厚木土木事務所津久井治水センター 厚木土木事務所東部センター 広域幹線道路事務所 県西土木事務所小田原土木センター 横浜川崎治水事務所川崎治水センター 藤沢土木事務所 平塚土木事務所 流域下水道整備事務所	12
	山梨県	県土整備部		峡東建設事務所 峡南建設事務所	2
	長野県	建設部建設政策課技術管理室	企画班	安曇野建設事務所 飯田建設事務所	2
	北陸	新潟県	土木部監理課	企画調整室	村上地域振興局地域整備部 糸魚川地域振興局整備部
富山県		土木部建設技術企画課	企画調整係	富山土木センター 高岡土木センター	2
石川県		土木部企画調整室	企画グループ	県央土木総合事務所 中能登土木総合事務所	2
福井県		土木部	政策推進グループ	福井土木事務所 嶺南振興局敦賀土木事務所	2
中部	岐阜県	県土整備部建設政策課	政策企画係	岐阜土木事務所 高山土木事務所	2
	静岡県	交通基盤部 管理課	政策監付	袋井土木事務所 熱海土木事務所	2
	愛知県	建設部 建設企画課	調整グループ	尾張建設事務所 西三河建設事務所 東三河建設事務所	3
	三重県	県土整備部 県土整備総務課	企画広報班	伊勢建設事務所 尾鷲建設事務所	2
近畿	滋賀県	土木交通部 監理課 技術管理室		長浜土木事務所 南部土木事務所	2
	京都府	建設交通部指導検査課	建設業担当	京都土木事務所 中丹東土木事務所	2
	大阪府	都市整備部 事業管理室	総合調整グループ	池田土木事務所 茨木土木事務所 枚方土木事務所 八尾土木事務所 富田林土木事務所 鳳土木事務所 岸和田土木事務所	7
	兵庫県	県土整備部県土企画局技術企画課	土木技術係	神戸土木事務所 中播磨県民局姫路港管理事務所 新温泉土木事務所	3
	奈良県	県土マネジメント部 企画管理室	企画係	郡山土木事務所 桜井土木事務所	2
	和歌山県	県土整備部県土整備総務課	政策企画班	那賀振興局建設部 有田振興局建設部	2

中国	鳥取県	県土整備部 技術企画課	企画・技術調査担当	鳥取県土整備事務所 西部総合事務所米子県土整備局	2
	島根県	土木部 土木総務課	企画・調整スタッフ	松江県土整備事務所 浜田県土整備事務所	2
	岡山県	土木部 技術管理課	技術指導班	備前県民局建設部 備中県民局建設部 美作県民局建設部	3
	広島県	土木局 技術企画課	企画調査グループ	A建設事務所C支所 B建設事務所	2
	山口県	土木建築部 技術管理課	技術指導班	岩国土木建築事務所 防府土木建築事務所 下関土木建築事務所	3
四国	徳島県	県土整備部 建設管理課	技術管理担当	東部県土整備局(鳴門庁舎) 南部総合県民局県土整備部(美波庁舎)	2
	香川県	土木部 技術企画課	総務・技術企画グループ	高松土木事務所 中讃土木事務所	2
	愛媛県	土木部管理局土木管理課技術企画室	企画調整係	東予地方局建設部 中予地方局建設部 南予地方局建設部	3
	高知県	土木部 土木企画課	企画担当	高知土木事務所 中央東土木事務所	2
九州・沖縄	福岡県	県土整備部 県土整備総務課	総務係	福岡県土整備事務所 南筑後県土整備事務所	2
	佐賀県	県土づくり本部 企画・経営グループ	企画担当	唐津土木事務所 武雄土木事務所	2
	長崎県	土木部 建設企画課	企画調整班 技術情報班	県央振興局建設部 五島振興局上五島支所建設部	2
	熊本県	土木部 土木技術管理課	技術指導班	県央広域本部熊本土木事務所 天草広域本部天草地域振興局土木部	2
	大分県	土木建築部 建設政策課	企画・アセットマネジメント推進班	宇佐土木事務所 国東土木事務所	2
	宮崎県	県土整備部管理課	技術調整担当	宮崎土木事務所 延岡土木事務所 日向土木事務所	3
	鹿児島県	土木部 監理課	企画調整係	大隅地域振興局建設部 北薩地域振興局建設部	2
	沖縄県	土木建築部 土木総務課	企画班	北部土木事務所 中部土木事務所 南部土木事務所 宮古土木事務所 八重山土木事務所	5
				都道府県出先機関 計	120

北海道	札幌市	建設局 土木部 業務課	技術管理担当	中央区土木センター 西区土木センター 手稲区土木センター	3
宮城県	仙台市	都市整備局技術管理室		青葉区建設部 宮城野区 建設部	2
埼玉県	さいたま市	建設局 土木部 土木総務課	総務係	北部建設事務所 浦和東部まちづくり事務所	2
千葉県	千葉市	建設局 土木部 維持管理課		中央・美浜土木事務所 花見川・稲毛土木事務所	2
神奈川県	横浜市	財政局 公共施設・事業調整室 公共施設・事業調整課		西土木事務所 緑土木事務所	2
	川崎市	建設緑政局総務部技術監理課	技術監理	港灣局川崎港港灣管理センター 多摩区道路公園センター 中原区道路公園センター 麻生区道路公園センター 宮前区道路公園センター 幸区道路公園センター 高津区道路公園センター 川崎区道路公園センター	8
	相模原市	都市建設局土木部土木政策課	事業調整班	南土木事務所 中央土木事務所 津久井土木事務所 緑土木事務所	4
新潟県	新潟市	都市政策部技術管理センター 技術管理課		西部地域下水道事務所 東部地域土木事務所	2
静岡県	静岡市	建設局 土木部 建設政策課	総務企画担当	建設局道路部駿河道路建設課 土木事務所	2
	浜松市	土木部土木総務課		東・浜北土木整備事務所 北土木整備事務所 南土木整備事務所 天竜土木整備事務所	4
愛知県	名古屋市	緑政土木局 企画経理課	企画係	緑政土木局 江川線整備事務所 上下水道局 建設部 建設工事事務所	2
京都府	京都市	建設局建設企画部監理検査課		東部土木事務所 伏見土木事務所 北部土木事務所	3
大阪府	大阪市	建設局管理部工務課		東部方面管理事務所 南部方面管理事務所 西部地域整備事務所	2
	堺市	建設局土木部土木監理課	技術管理係	西部建設事務所 中央水環境センター	1
兵庫県	神戸市	建設局道路部技術管理室	技術管理係	西部建設事務所 中央水環境センター	2
岡山県	岡山市	財政局 監理課	技術監理係	下水道局西部建設課 北区役所建設課	2
広島県	広島市	都市整備局 技術管理課	技術推進係	中区役所建設部 安佐南区役所農林建設部	2
福岡県	北九州市	技術監理室 技術企画課		建設局東部整備事務所 門司区まちづくり整備課 伊都区画整理事務所	2
	福岡市	財政局技術監理部技術企画課	調整係	道路下水道局建設部 西部土木センター	2
熊本県	熊本市	都市建設局技術管理課	技術指導班	東部土木センター 北部土木センター	3
				政令指定都市出先機関 計	52
				合計	172

地方公共団体技術系職員の業務の在り方に関する調査 集計結果

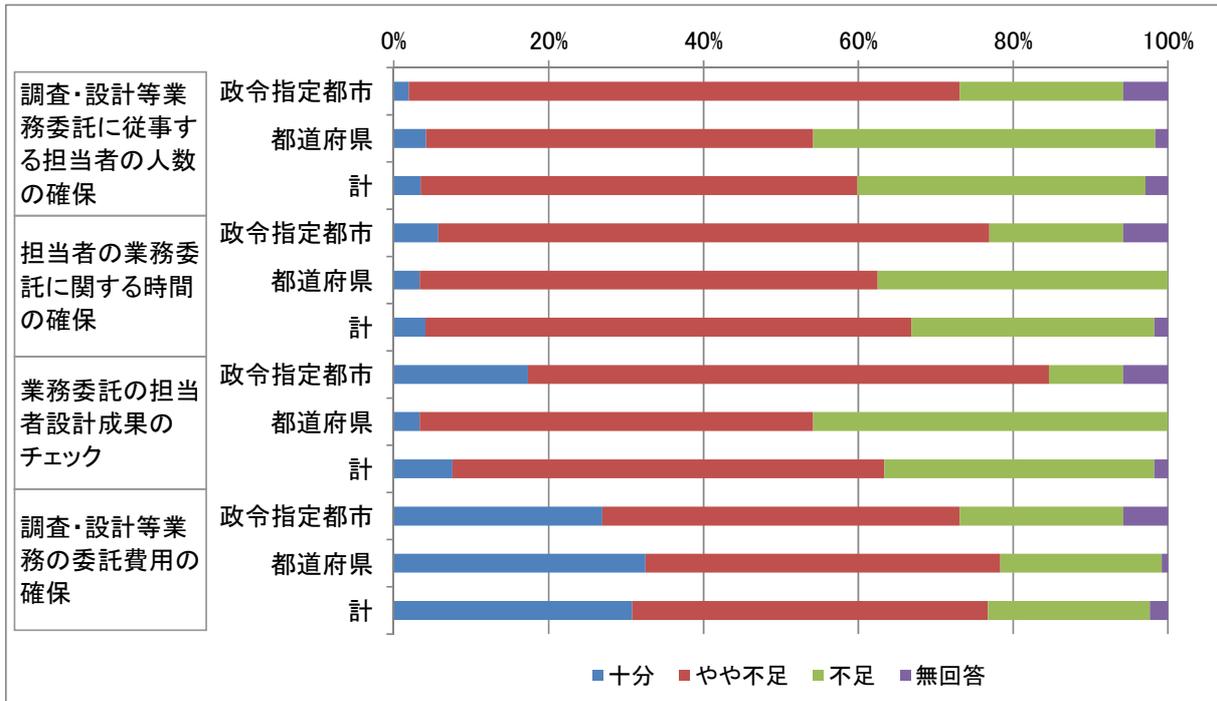
(政令指定都市：52件、都道府県：120件)

●業務実施に係る問題について

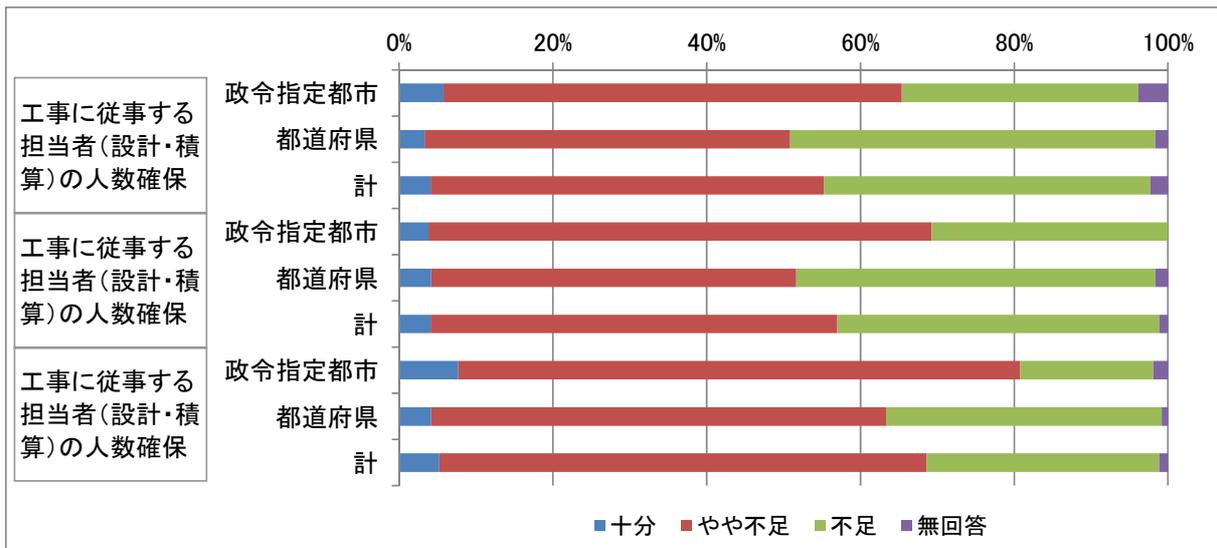
1. 管理職員の問題意識について

(1) 体制（人、予算）

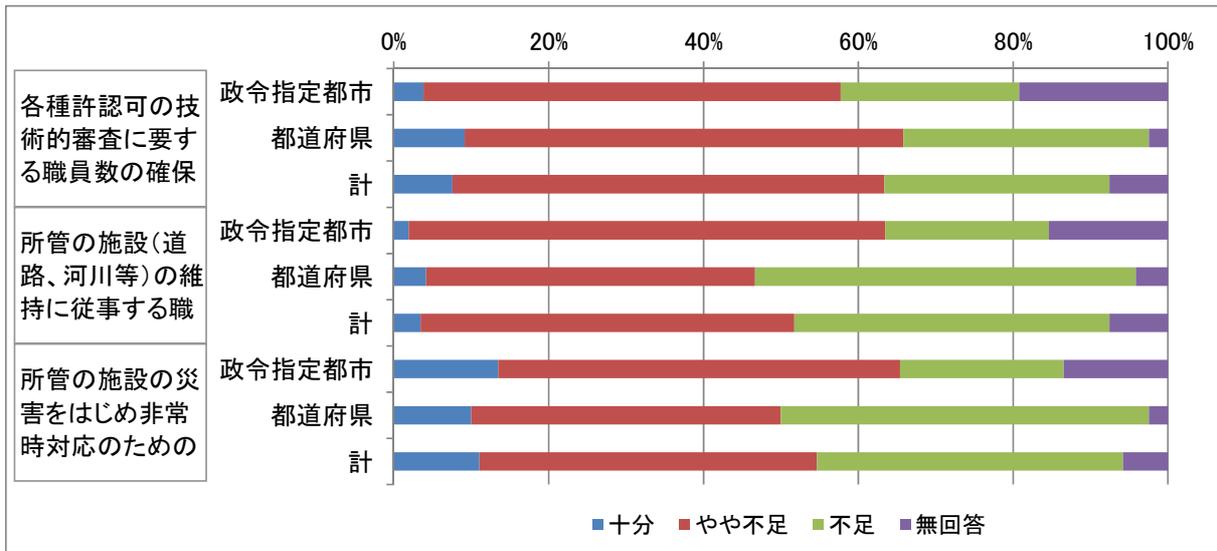
①調査・設計等業務



②工事（主として維持以外）

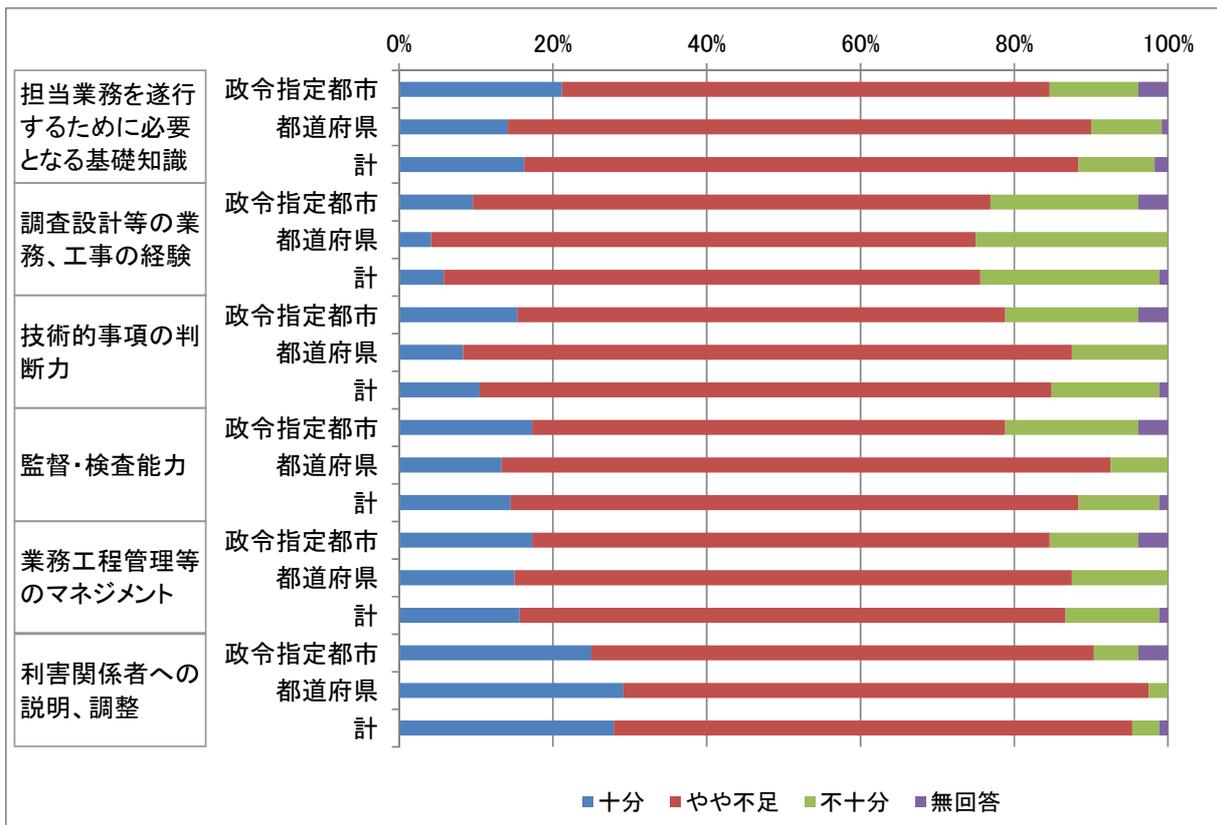


③維持管理



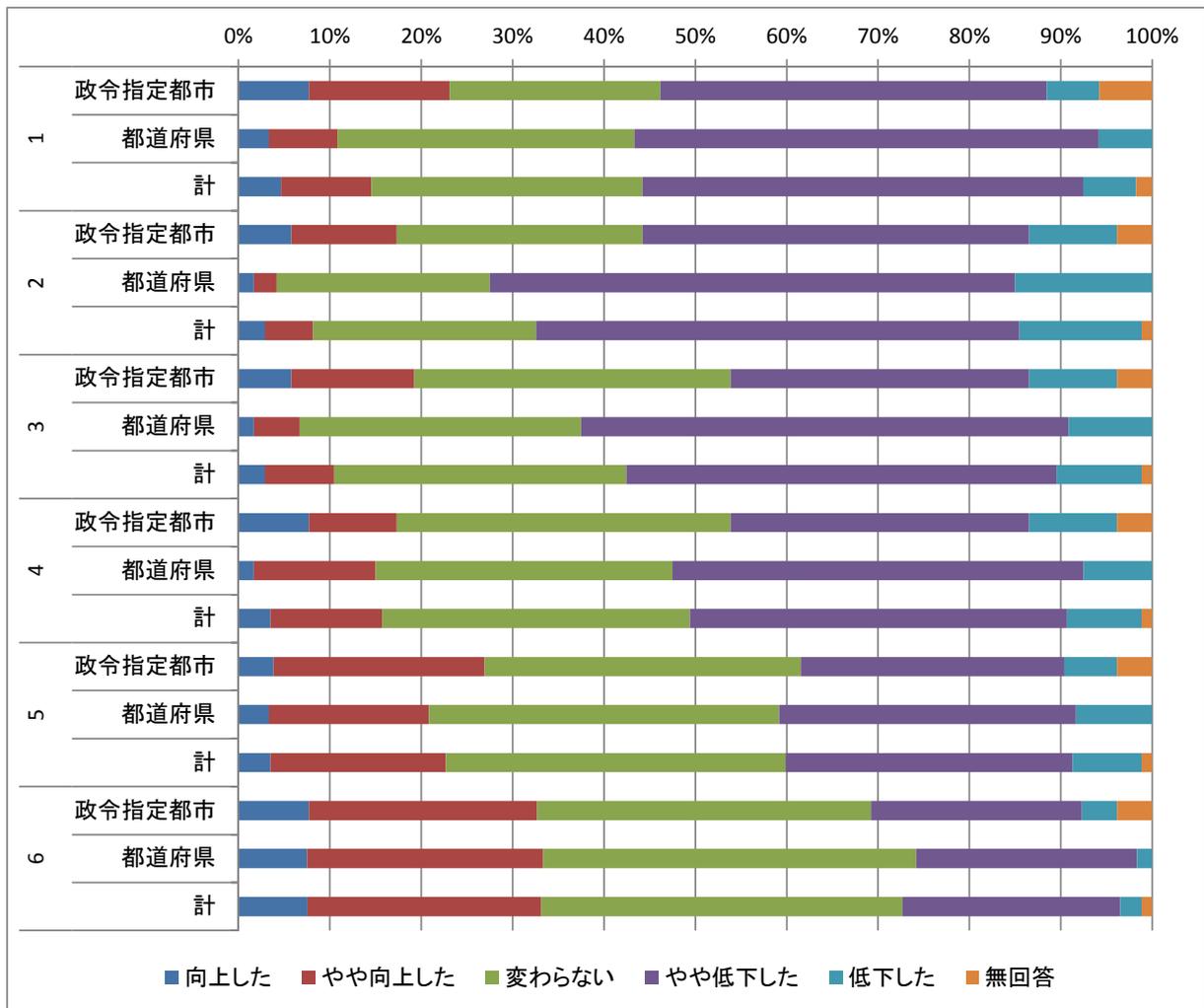
(2) 技術力の現況

①現況



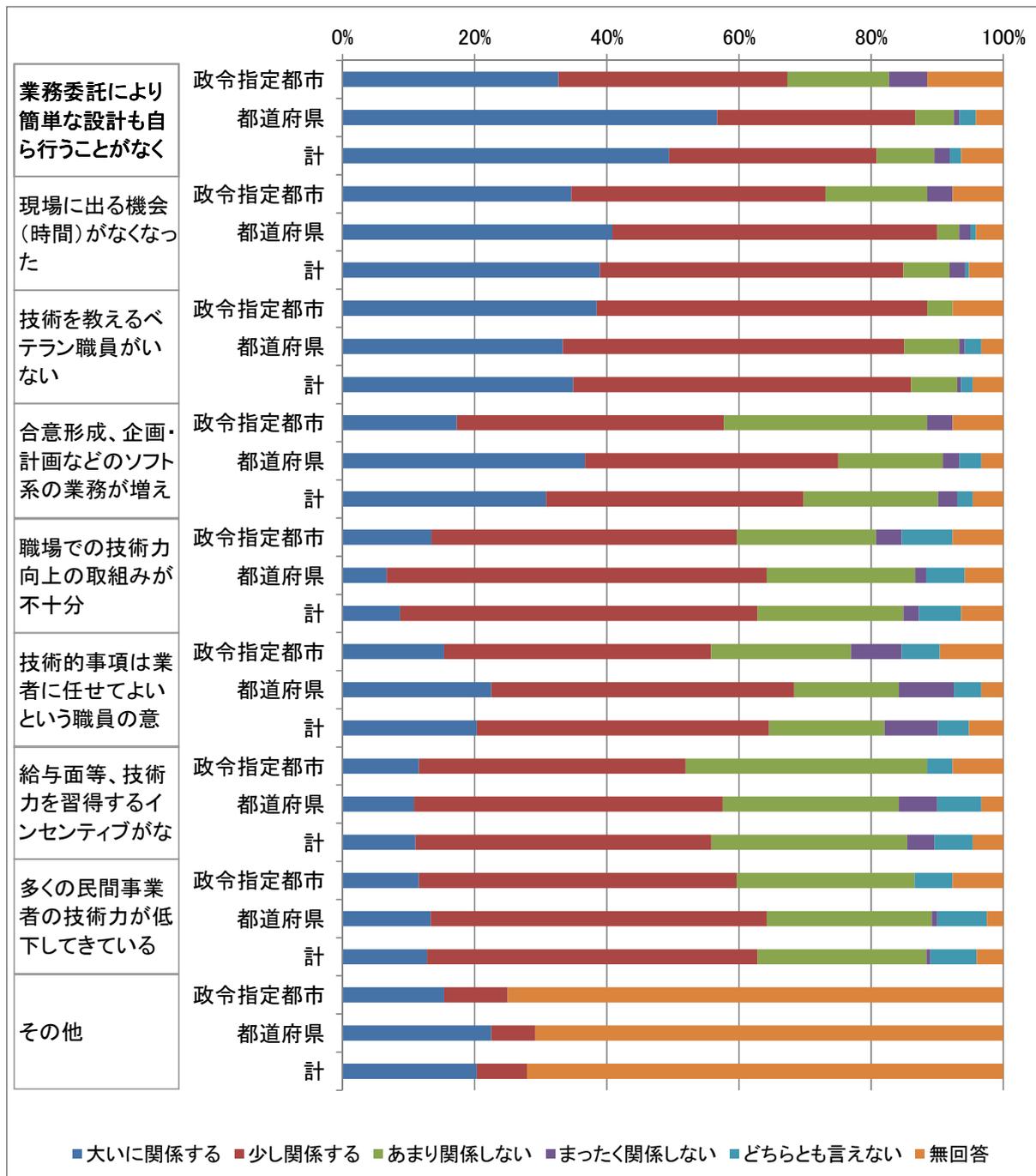
②10年前との比較

- 1 担当業務を遂行するために必要となる基礎知識
- 2 調査設計等の業務、工事の経験
- 3 技術的事項の判断力
- 4 監督・検査能力
- 5 業務工程管理等のマネジメント
- 6 利害関係者への説明、調整



(3) 技術力不足の主な要因

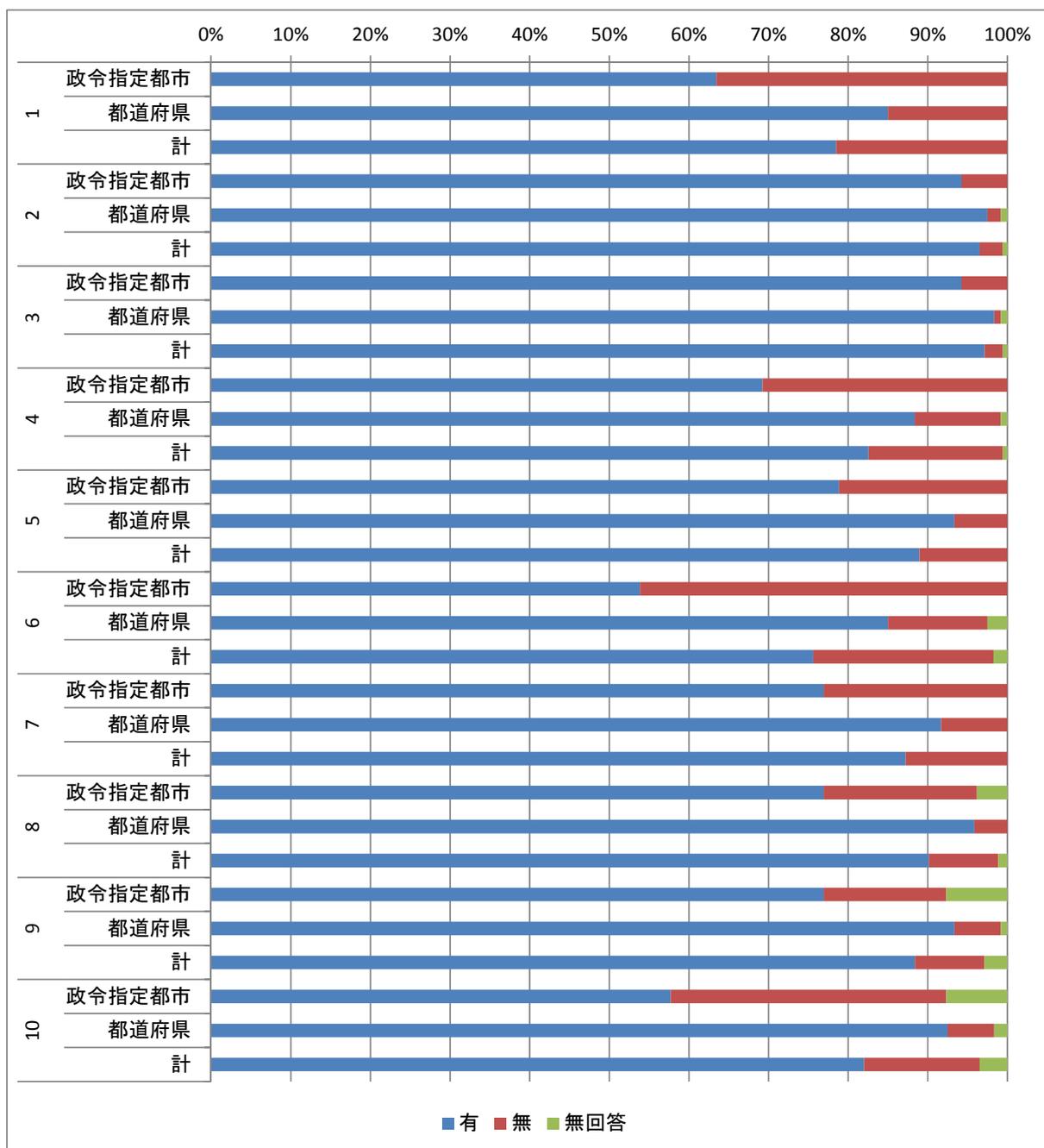
※(2)の①で、「やや不十分」、「不十分」の回答がひとつでもあるところを対象



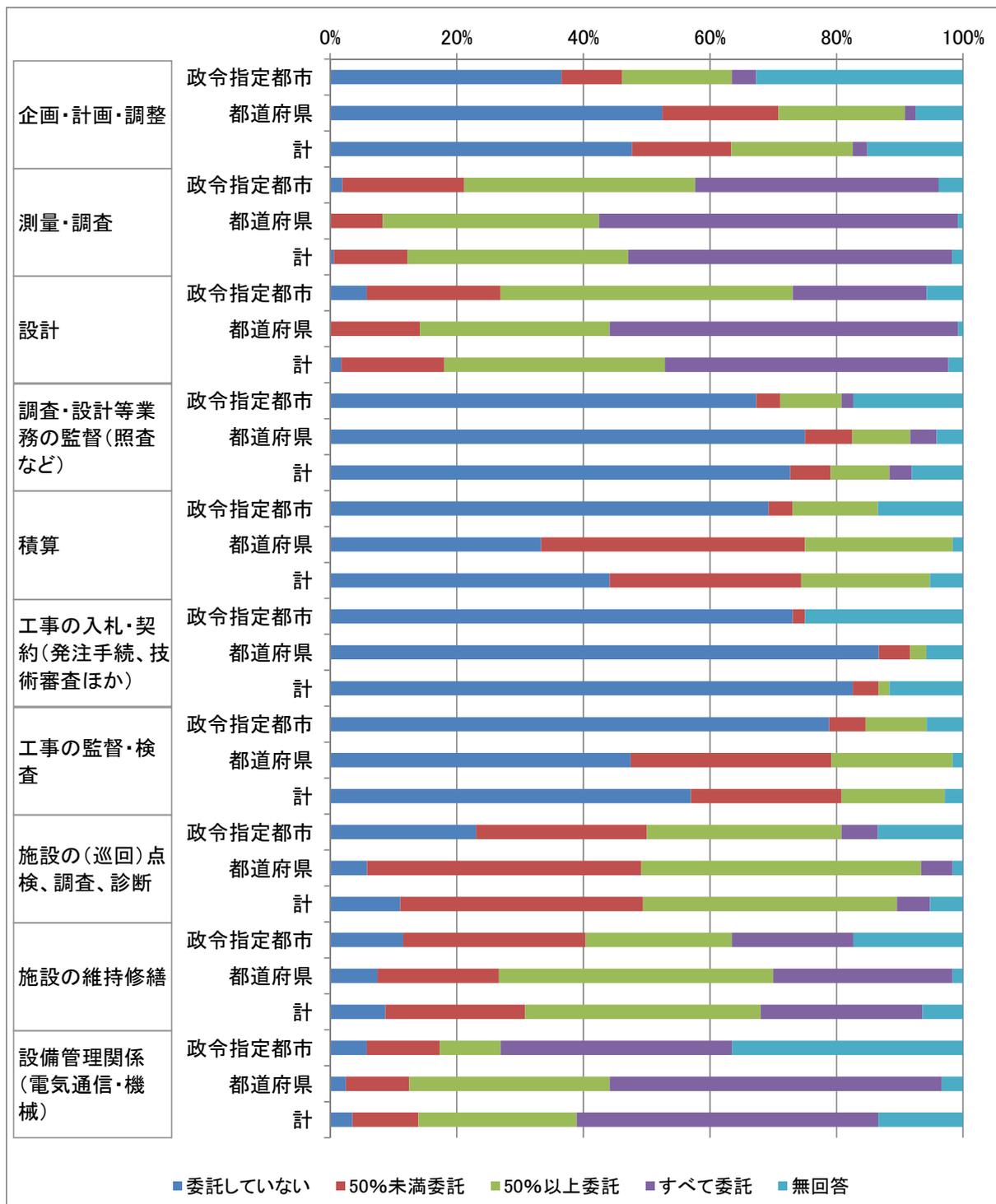
2. 業務の委託状況、技術職員の業務別構成

①当該業務の実施の有無

- 1 企画・計画・調整
- 2 測量・調査
- 3 設計
- 4 調査・設計等業務の監督（照査など）
- 5 積算
- 6 工事の入札・契約（発注手続、技術審査ほか）
- 7 工事の監督・検査
- 8 施設の（巡回）点検、調査、診断
- 9 施設の維持修繕
- 10 設備管理関係（電気通信・機械）

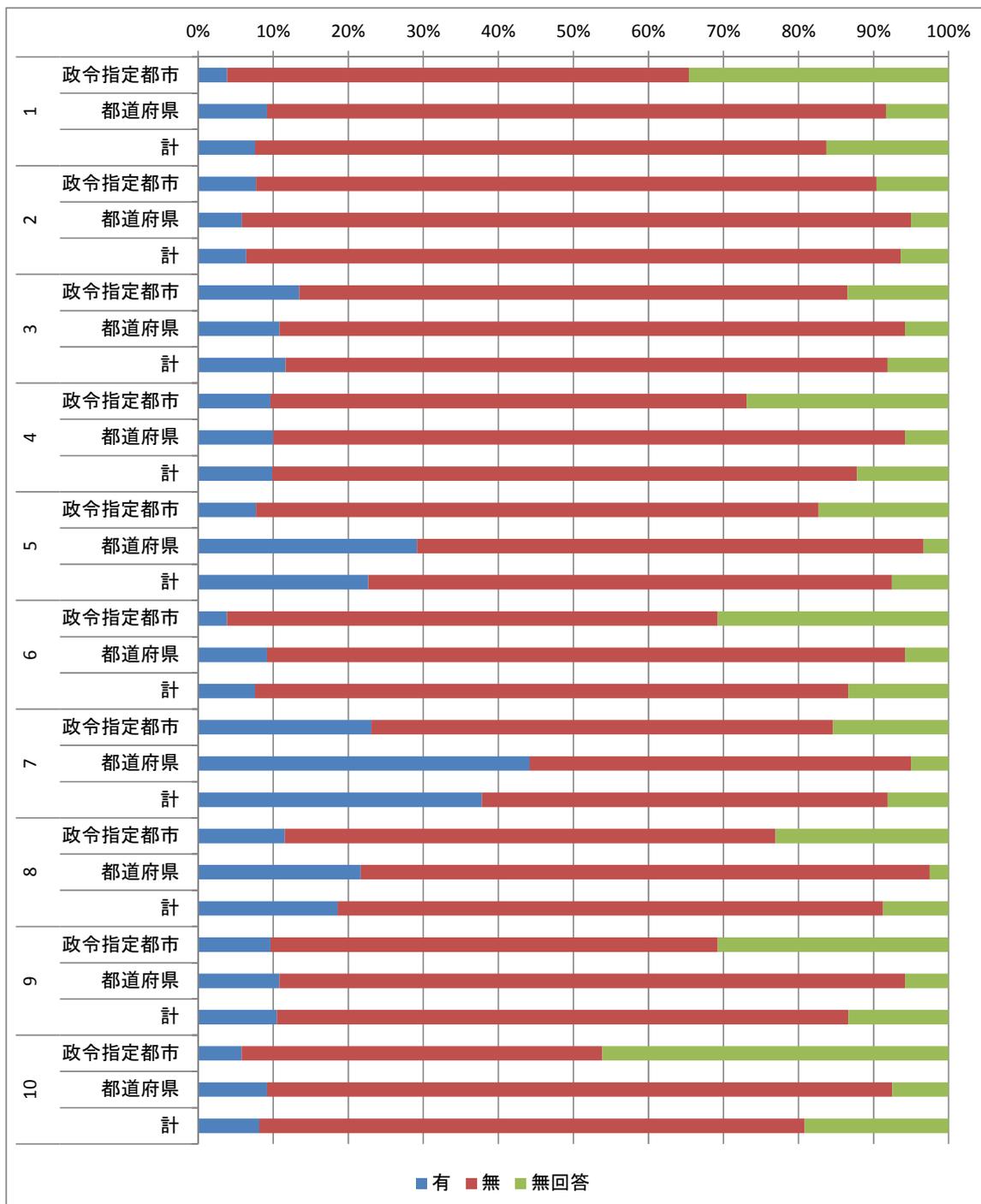


②民間事業者への委託の状況



③職員が行っている業務の支援・補助を実施している者の有無

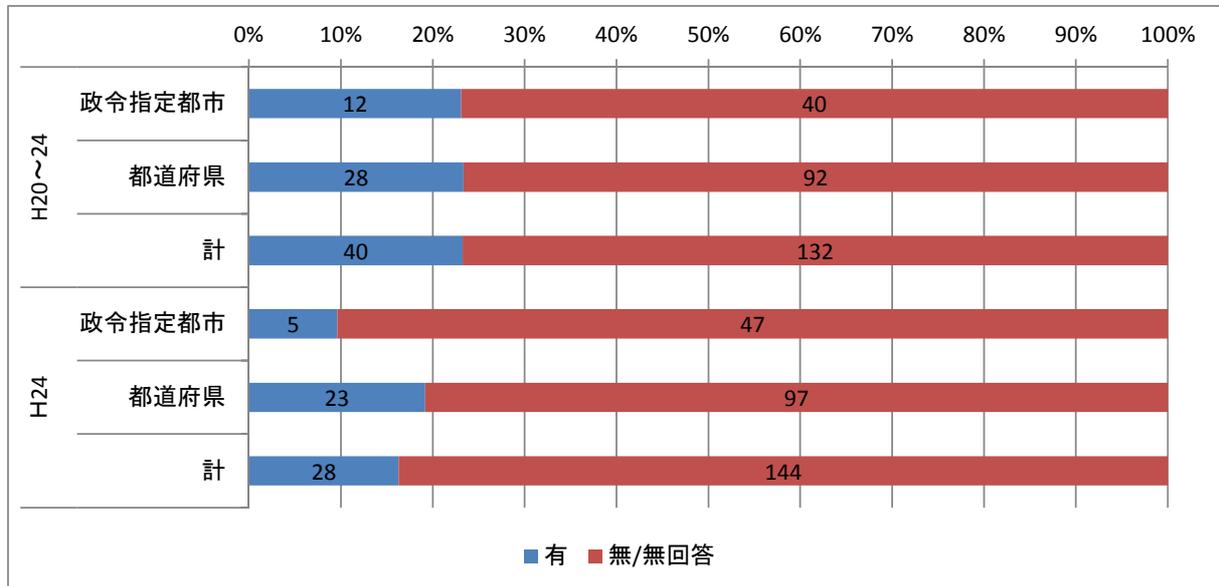
- 1 企画・計画・調整
- 2 測量・調査
- 3 設計
- 4 調査・設計等業務の監督（照査など）
- 5 積算
- 6 工事の入札・契約（発注手続、技術審査ほか）
- 7 工事の監督・検査
- 8 施設の（巡回）点検、調査、診断
- 9 施設の維持修繕
- 10 設備管理関係（電気通信・機械）



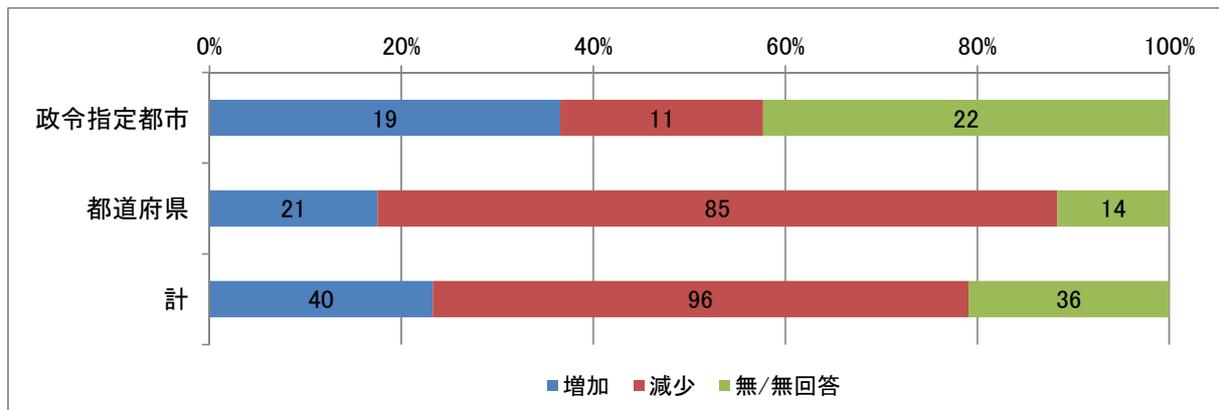
地方公共団体技術系職員の業務の在り方に関する調査 集計結果（２）

（政令指定都市：５２件、都道府県：１２０件）

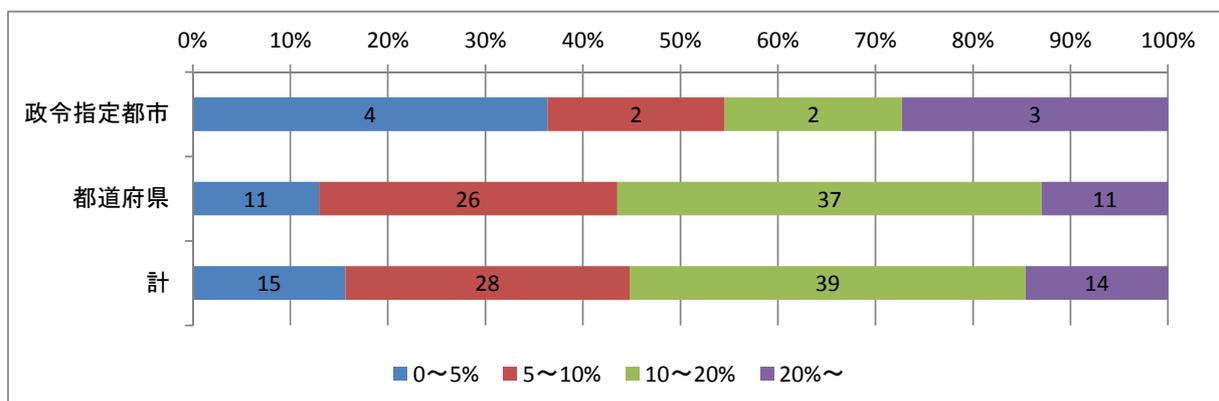
●技術系職員の他団体からの出向・応援



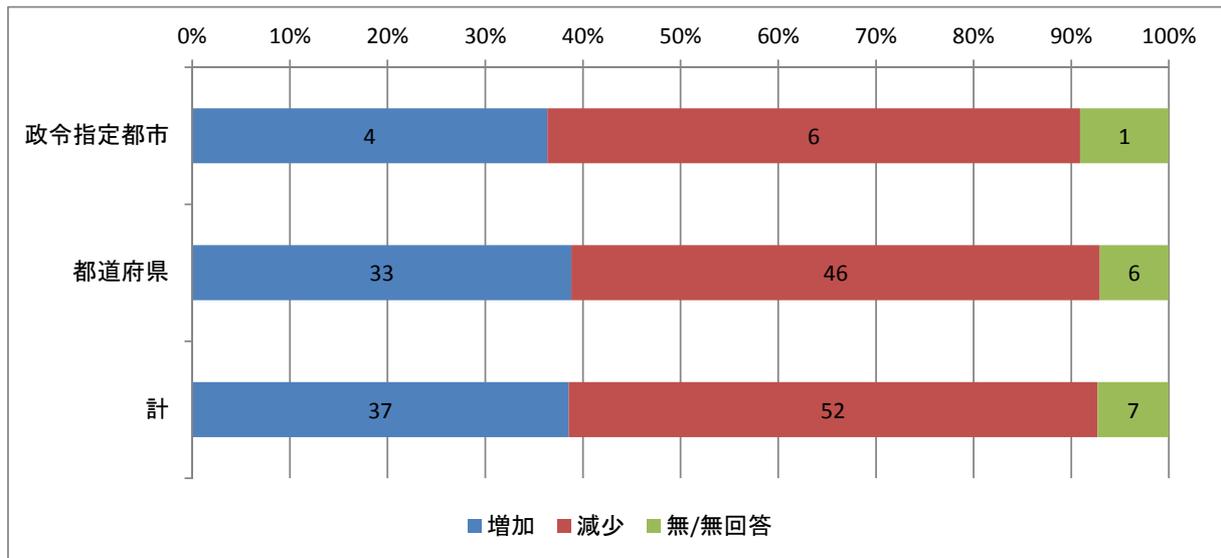
●技術系職員の数が増減（H24/H20）



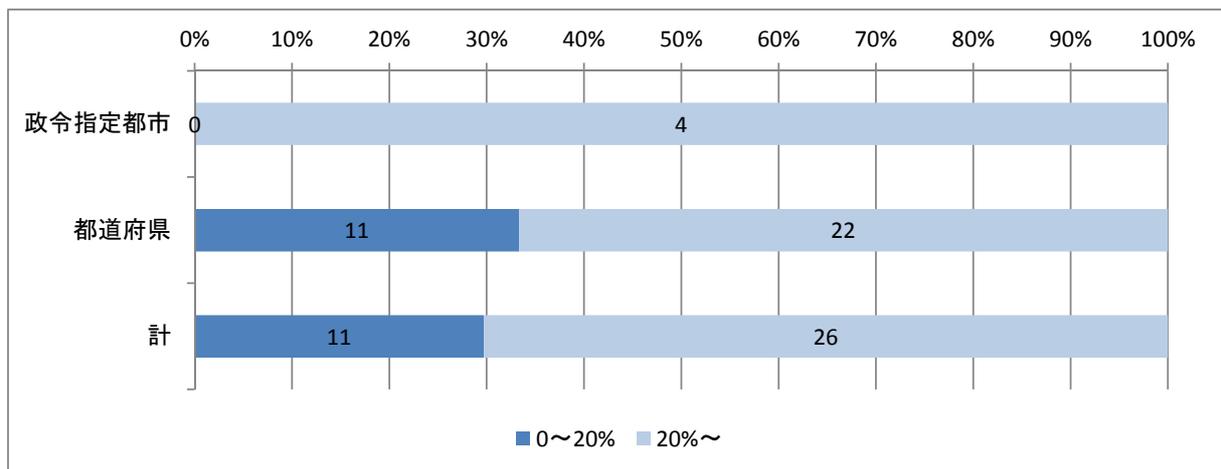
●職員の減少率（政令指定都市：１１件、都道府県：８５件）



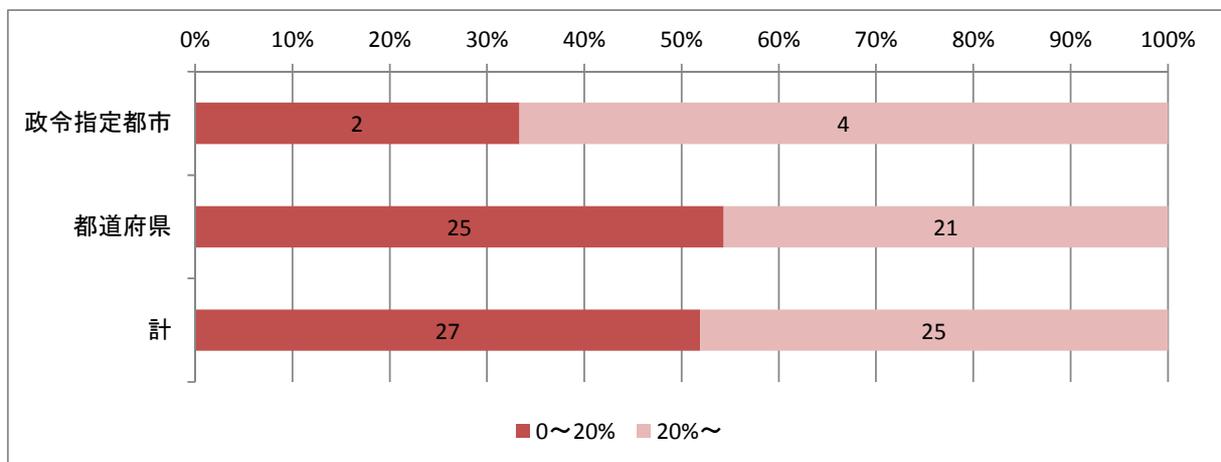
●職員が減少した団体の建設・維持修繕工事発注額の増減（政令指定都市：11件、都道府県：85件）



●発注額の増加率（政令指定都市：4件、都道府県：33件）

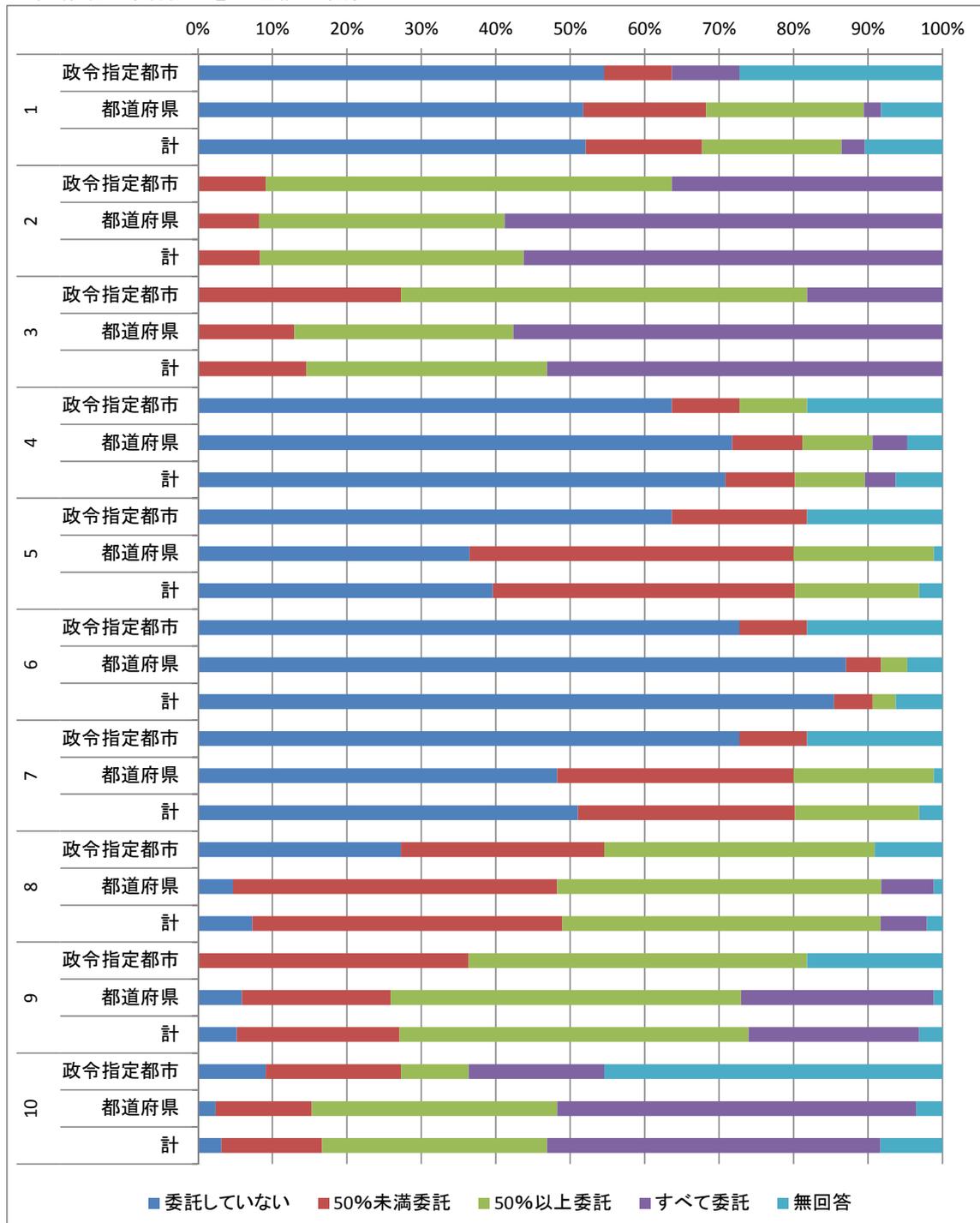


●発注額の減少率（政令指定都市：6件、都道府県：46件）



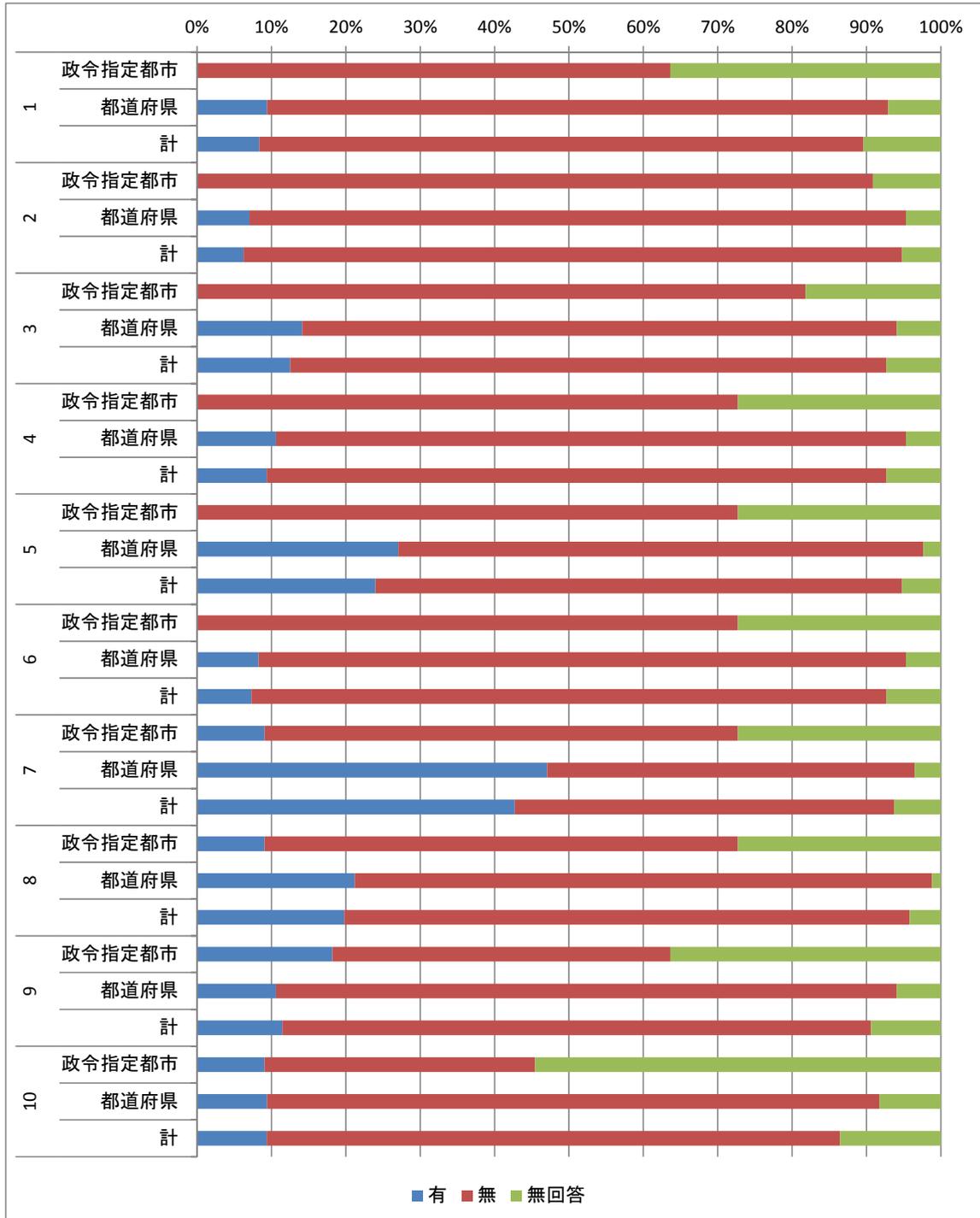
●職員が減少した団体の民間事業者への委託の状況（政令指定都市：11件、都道府県：85件）

- 1 企画・計画・調整
- 2 測量・調査
- 3 設計
- 4 調査・設計等業務の監督（照査など）
- 5 積算
- 6 工事の入札・契約（発注手続、技術審査ほか）
- 7 工事の監督・検査
- 8 施設の（巡回）点検、調査、診断
- 9 施設の維持修繕
- 10 設備管理関係（電気通信・機械）



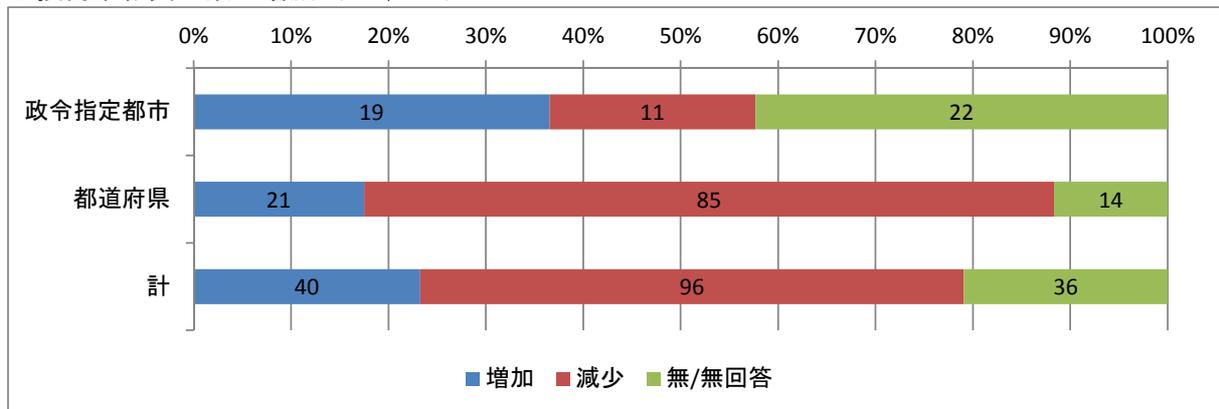
●職員が減少した団体に職員が行っている業務の支援・補助を実施している者の有無

- 1 企画・計画・調整
- 2 測量・調査
- 3 設計
- 4 調査・設計等業務の監督（照査など）
- 5 積算
- 6 工事の入札・契約（発注手続、技術審査ほか）
- 7 工事の監督・検査
- 8 施設の（巡回）点検、調査、診断
- 9 施設の維持修繕
- 10 設備管理関係（電気通信・機械）

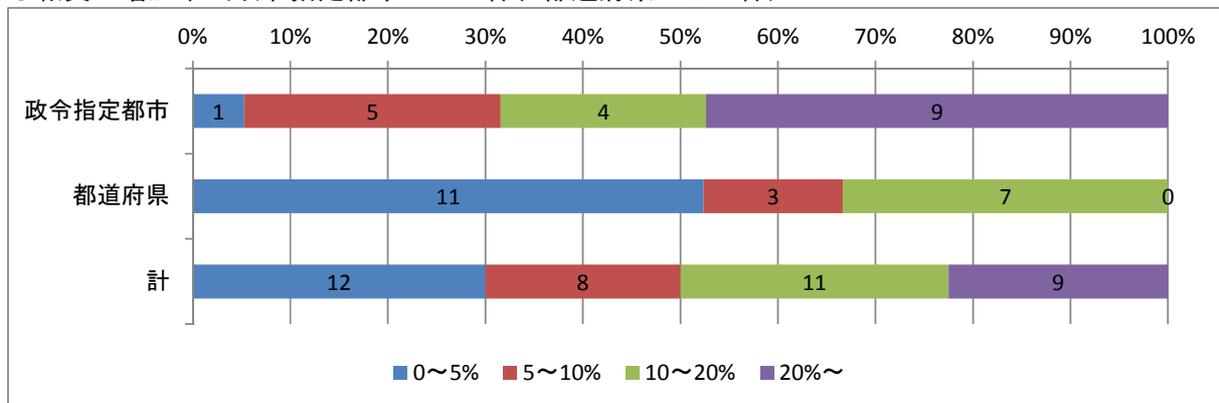


地方公共団体技術系職員の業務の在り方に関する調査 集計結果 (3)
 (政令指定都市：52件、都道府県：120件)

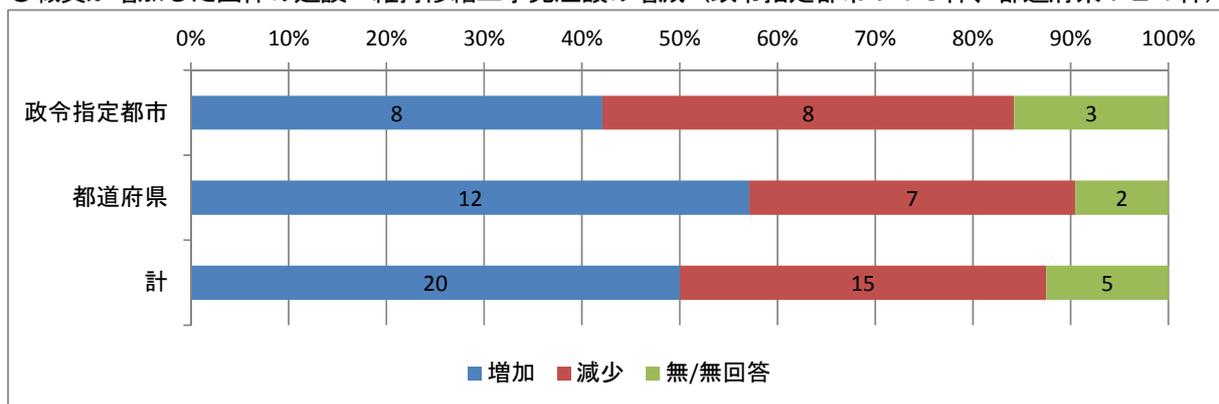
●技術系職員の数が増減 (H24/H20)



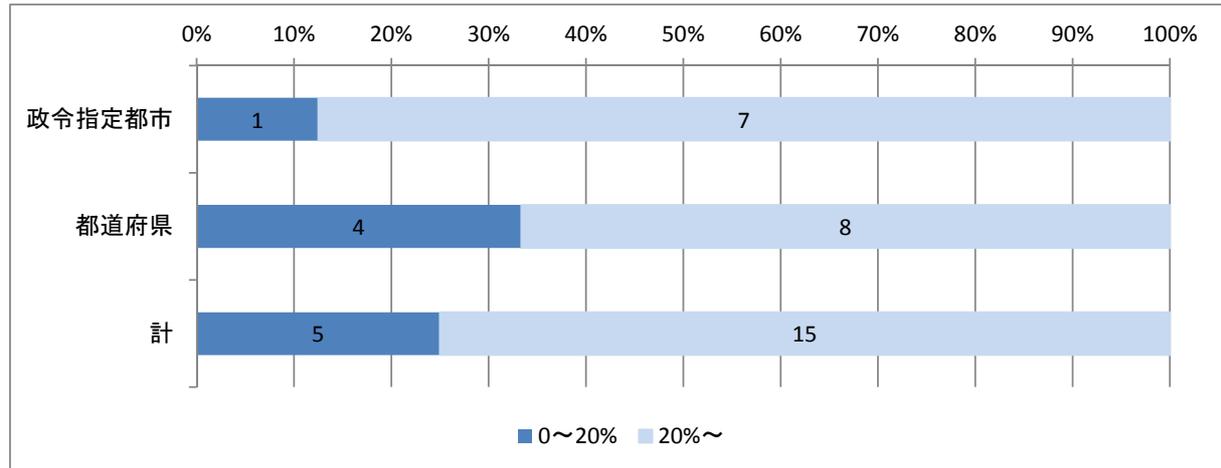
●職員の増加率 (政令指定都市：19件、都道府県：21件)



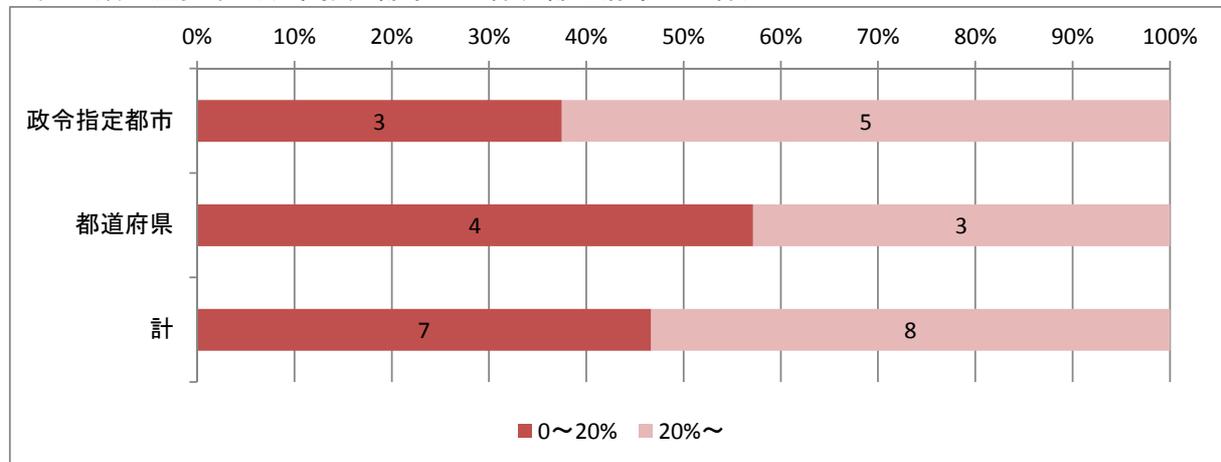
●職員が増加した団体の建設・維持修繕工事発注額の増減 (政令指定都市：19件、都道府県：21件)



●発注額の増加率（政令指定都市：8件、都道府県：12件）

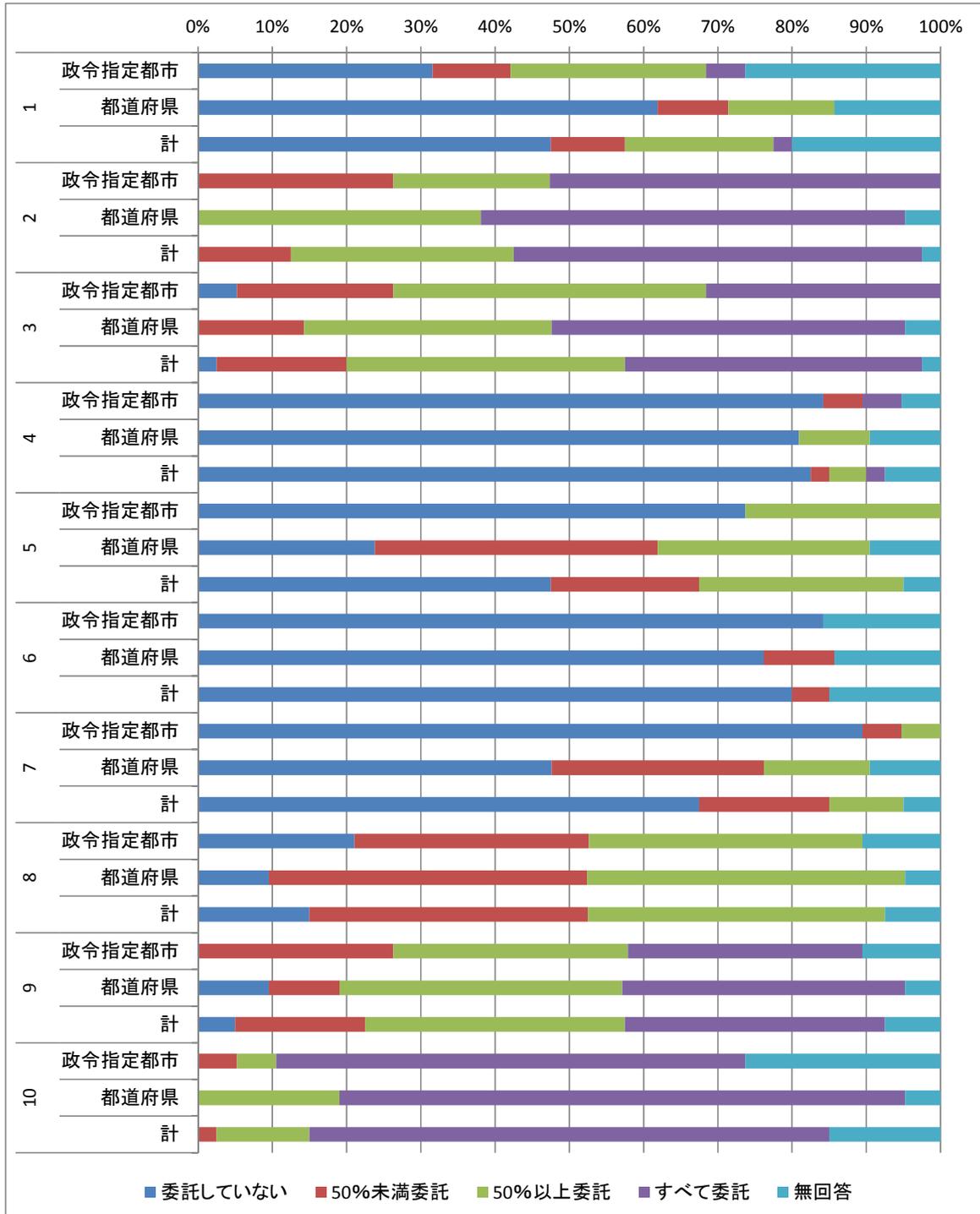


●発注額の減少率（政令指定都市：8件、都道府県：7件）



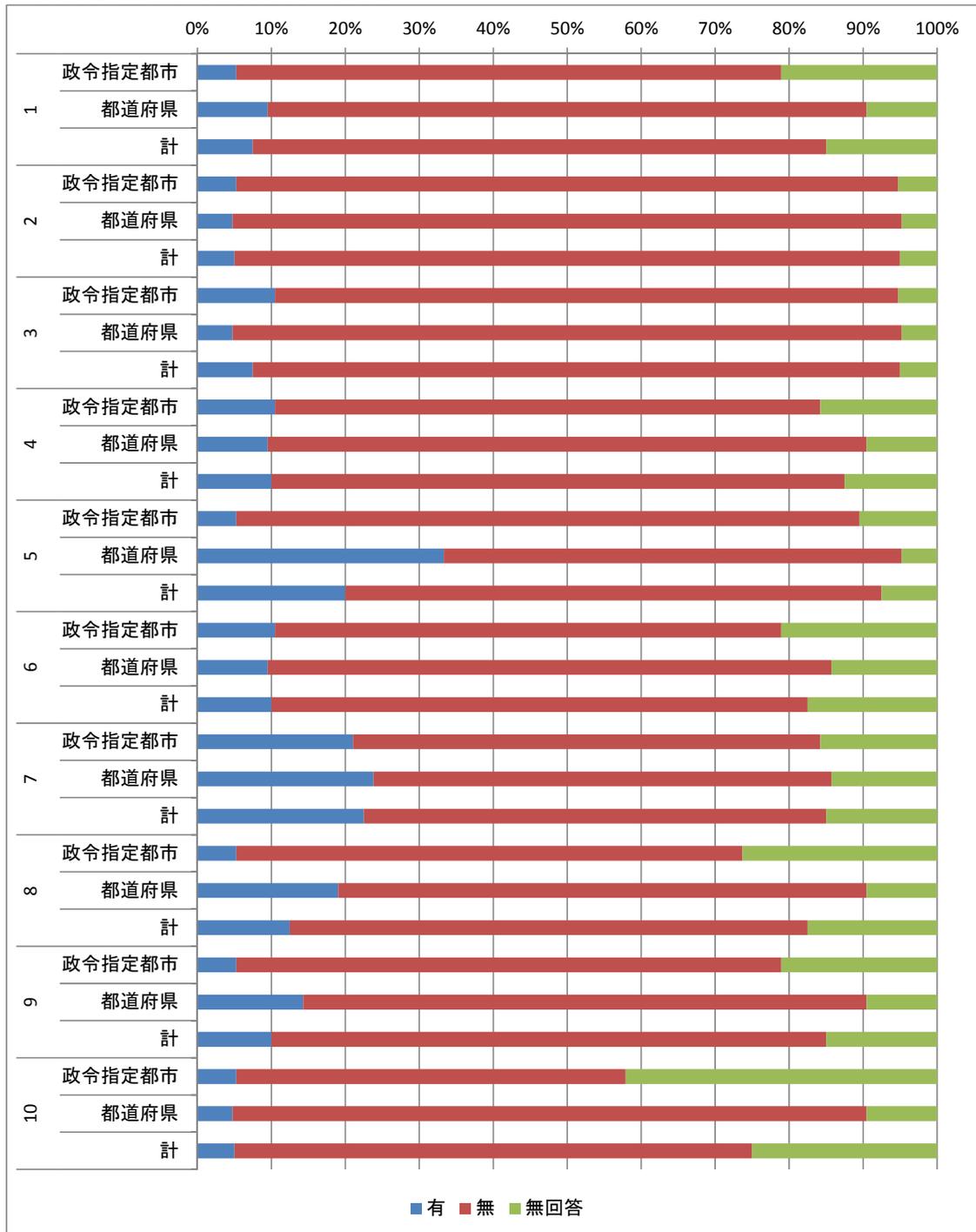
●職員が増加した団体の民間事業者への委託の状況（政令指定都市：19件、都道府県：21件）

- 1 企画・計画・調整
- 2 測量・調査
- 3 設計
- 4 調査・設計等業務の監督（照査など）
- 5 積算
- 6 工事の入札・契約（発注手続、技術審査ほか）
- 7 工事の監督・検査
- 8 施設の（巡回）点検、調査、診断
- 9 施設の維持修繕
- 10 設備管理関係（電気通信・機械）



●職員が増加した団体で職員が行っている業務の支援・補助を実施している者の有無

- 1 企画・計画・調整
- 2 測量・調査
- 3 設計
- 4 調査・設計等業務の監督（照査など）
- 5 積算
- 6 工事の入札・契約（発注手続、技術審査ほか）
- 7 工事の監督・検査
- 8 施設の（巡回）点検、調査、診断
- 9 施設の維持修繕
- 10 設備管理関係（電気通信・機械）



2. 新たな発注方式の提案

中小規模工事の新たな発注方式の検討に当たり、地方自治体での発注経験のある当委員会の野口委員において、受注者側にいる名古屋市建設業協会の会員企業の参加により、“愛知の新たな公共工事システム研究会（2013.10～）”を立ち上げ、意見集約と具体の発注制度について議論を行っている。これに加え、野口委員による名古屋市緑政土木局技術指導課へのヒアリング、同課長、主幹らとの意見交換を通じて“地元建設業界が提唱する「あるべき公共調達仕組み」提案”を以下に取りまとめた。ここで主張している新たな発注方式の着眼点を3点、以下に示す。

着眼点1：総合評価落札方式で得た知見を生かした指名制度への段階的移行

基本的に指名競争入札の復活を考える。ここでは総合評価落札方式において蓄積した企業情報や発注者の意向を反映した先導的な指名制度の復活としたい。「誰でも応札できる」というのは、見方によっては発注者による責任放棄とも解釈できる“入札制度の透明性”ではなく、「なぜその業者を指名するのか」という発注者の技術的説明責任を果たしたうえでの競争性を導入するべきと考える。

着眼点2：価格以外の競争性を生かす公共調達制度

総合評価落札方式における企業評価のうち、「本社所在地」「防災貢献」「地域貢献」「納税貢献」「雇用貢献」等々を累積し、例えば「5項目で1点加点」などと「企業評価のデフレ化」を行うことで、現在の配点バランスを守りつつ、総合評価制度においてほぼ硬直化している現在の企業評価に再び競争性を取り戻すことができると考える。この企業評価は、新たな指名制度における企業評価として取り入れたい。

着眼点3：指名後は価格競争で落札者を決定する是非

企業評価を基に発注者は指名を行い、指名競争入札段階においては価格競争で落札者を決定する方式とする。しかし、価格競争では結局のところ制限価格ぎりぎりでのダンピング入札を行うのではないかと懸念があるが、一般競争入札と違って指名競争入札となれば、応札企業はライバル他社を特定することができるため、その結果、当該工事における他者との比較で、自社の強みを踏まえた上で適正な価格で応札することができるという受注者サイドの意見を尊重する。

そしてここにいう企業評価には、従前発注者が指名競争入札において行っていた企業評価項目を復活させるべきと考える。すなわち、受注工事量と配置可能な技術者数、指名実績、営業努力、困難工事への対応などという新たな企業評価項目である。

以上の議論を踏まえ、“愛知の新たな公共工事システム研究会（2013.10～）”において取りまとめた中小規模工事の新たな発注方式を以下に紹介する。

(1) 公募型指名競争入札の目的と主な手続き

1) 公募型指名競争入札の目的

- ・ 過度の価格競争による、地元建設業者の疲弊の改善
- ・ 総合評価落札方式では参加が困難な後発業者や小規模業者の挑戦機会の創出
- ・ 技術力に加え、災害活動など地域に貢献する企業の育成

- ・ 頑張った企業に報いることにより発注者と受注者との技術的絆の形成
- ・ 受注が「次の受注につながっていく」という受注者の経営計画への反映

(大雪、台風等で現場事務所が困っているときに頑張ってくれた業者に報いる方法がない。採算の合わない現場を請け負っても、次につながらなければ、業者は業務を受ける動機が得られない。

- ・ 行政が感謝しているというウェットな部分は、感謝状ではなく、新たな仕事を発注すること。
- ・ 価格競争させて契約金さえ払えばいいという関係では、本当に困ったときに、駆けつけてはくれない。

2) 対象とする工事 地方自治体が発注する中小規模の工事や、維持管理工事

3) 契約候補者決定に至る主な手続き

- ① 発注見通しの公表 (第1次公募)
- ② 工事内容、参加要件等を公表し、入札参加者を募集する (第2次公募)
- ③ 各応募者を審査し、評価点を決定する
- ④ 評価点の高い応募者から指名リストに登載する
- ⑤ 指名リスト登載企業により競争入札を実施する

(2) 公募型指名競争入札の流れ

1) 第1次公募—発注見通しの公表—

入札手続き業務を煩雑にしない程度で、通常自治体が行っている発注見通しの公表 (年2回から4回) の内容を充実させ、受注者が具体的に受注の検討ができるようにする。

(根拠法)

- ・ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (適正化法)」

第7条 (地方公共団体による情報の公表) において「地方公共団体の長は政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。」

- ・ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」

第5条 (地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表) において「地方公共団体の長は、毎年度、四月一日以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。」

- 一 公共工事の名称、場所、機関、種別及び概要
- 二 入札及び契約の方法
- 三 入札を行う時期

(名古屋市発注見通し公表の例)

右記のような書式で電子媒体にて年4回公表している。

入札部署 担当部局	緑政土木局
案件情報	
対象年度	平成25年度
掲載時期	第1四半期
掲載番号	20001
件名	三階橋改築工事(取付道工)
場所	北区新堀町から守山区川西一丁目まで
履行期間	約8か月
申請区分	工事請負
申請業種・品目	一般土木工事
概要	斜路付階段下部工、旧橋撤去工、舗装工、擁壁工
入札及び契約の方法	一般競争入札
入札等の時期	第1四半期
備考	

この表に示した内容だけでは工事規模や受注業者のランク等が不明なため、事業者は入札に参加するかどうかの判断ができないので、より詳細な工事内容の公表を行い、第1次公募の手続きに位置付ける。具体的には、“工事予定価格の規模”を加える。工事予定価格の規模は自治体が決めている工事事業者ランク（A B C D）で表示する。

2) 第2次公募—参加意思の判断が可能となるレベルでの工事発注内容の公表—

- ・ 図面（全体計画図、発注計画図、仮設計画図は必須）
- ・ 工事予定価格は公表しない。これにより事業者は工事積算を行わなければ入札に参加できなくなるので、事業者の当該業務分析が深まり、工事内容に理解ある応募企業での競争となる
- ・ 工事期間（受注者が拘束される期間を明確にする。先行工事等の条件、完了期日等について、発注者を拘束する契約条件とする。）
- ・ 指名業者数、最低基準評価点と挑戦枠有無の決定
あらかじめ設けられた基準に従い、工事の種類、規模により指名業者数を決定する。この時、指名の硬直化を避けるため、最低基準評価点に満たない業者の中からも指名できる挑戦枠を設けるかどうか決定する。

3) 応募企業の評価

i) 所在地、技術力、施工能力の評価

① 地域性（「地元業者」と「超地元業者」）

ア) 施工現場に近い業者を優先（ランクの低い工事を中心に）

- ・ 現場事務所を設置するような工事は稀。ほとんどの工事では、施工計画、出来高等々の書類の作成は、毎日、現場から会社に戻って行っている。
- ・ 現場の往復に時間を要すれば、それだけ、施工計画を練り、出来高の整理を行う時間が圧迫される。
- ・ また、技術者の勤務時間の長時間化を招くこととなる。
- ・ 結果として、工事の質も下がり、若い技術者を遠ざけることとなる。

イ) 災害活動の担い手としての超地元業者の重要性

- ・ 政令指定都市レベルでは、地元業者とは区内、広げても隣接区内の業者である。（超地元業者）
- ・ 台風、豪雨等での対応も、超地元業者が地元の事情にも精通し、時間的にも対応が早い。
- ・ 迅速な対応が必要な地震災害についても、移動の障害等を考えれば、超地元業者による対応が不可欠である。

② 受注工事量・件数と企業規模（配置可能な技術者の数等）

- ・ ある程度、全ての地元業者に仕事が行き渡ることを考えると、一部の業者に仕事が偏らないように、契約状況を勘案した指名が必要である。
- ・ 全ての地元業者にある程度の工事が確保できるほどの工事量がなければ、場合によっては、一部の地元業者の淘汰につながる可能性はある。

③ 配置可能技術者数

- ・ 技術者に余裕があるかどうかを評価値とする。

④ 指名実績

機会の均等を図るためにも、各企業への指名実績は偏らないようにする。

⑤ 工事成績

成績は業者選定の重要な要素ではあるが、技術力を求めるというよりも、質の良い工事を行った際には、指名で考慮する要素となる。

- ・ 具体的には、平均点の一定レベル以上については、指名回数を増やす、一定レベル以下については、指名回数を減らす等の措置を行う。
- ・ 良質な工事を行う動機づけとする。

⑥ 営業努力

営業努力の定義は必要であるが、ここでは以下の項目を評価する。

- ① 見積書提出という設計積算支援
- ② 技術工法提案
- ウ) 現場の課題解決提案

ii) 企業の外部貢献

⑦ 緊急業務等への貢献

ア) 超地元での、緊急対応等の単価契約の実績

- ・ 地元への貢献度を測るためにも、不人気業務（利の薄い業務）に対するインセンティブの必要性がある。

イ) 市内全域レベルでの緊急対応等の単価契約の実績

⑧ 困難工事（不人気工事）への対応

（面倒な工事に向かってくれた業者に報いる）

- ・ バリアフリー対策工事、根囲い対策工事（1か所あたりの施工量が小さく、施工箇所が点在し、保安対策に手間を要するような工事）等、あるいは、通行者が多く保安対策に格別の配慮が必要となるような工事の施工業者に対しては、一定の評価を与える。
- ・ 結果として、不人気工事に応募業者が集まらないことによる不調の問題への対応策ともなる。

⑨ 社会への貢献

防災貢献、地域貢献、雇用貢献、環境貢献等総合評価制度による企業評価をまとめる。

4) 指名～入札

i) 指名

客観的に評価値が設定可能な項目については、契約担当課で行う。具体的には、地域性、手持ち工事量と技術者の従事状況（コリンズで把握可能ベース）、指名実績、工事成績に関する評価は、契約担当課で行う。最低基準評価点は、契約担当課が決定する。

評価対象とする困難工事（利益が薄い工事）、緊急業務の設定は、発注担当課で行う。

予定指名数に達しない場合、基準評価点に達しない入札参加希望者を発注者の判断で指名リストに登載する。困難工事、緊急業務に対する評価は、工事完了後できる限り早

く評価に加えることとする。

(感謝の気持ちはすぐに伝えないと、ありがたみが薄れる。)

ii) 入札

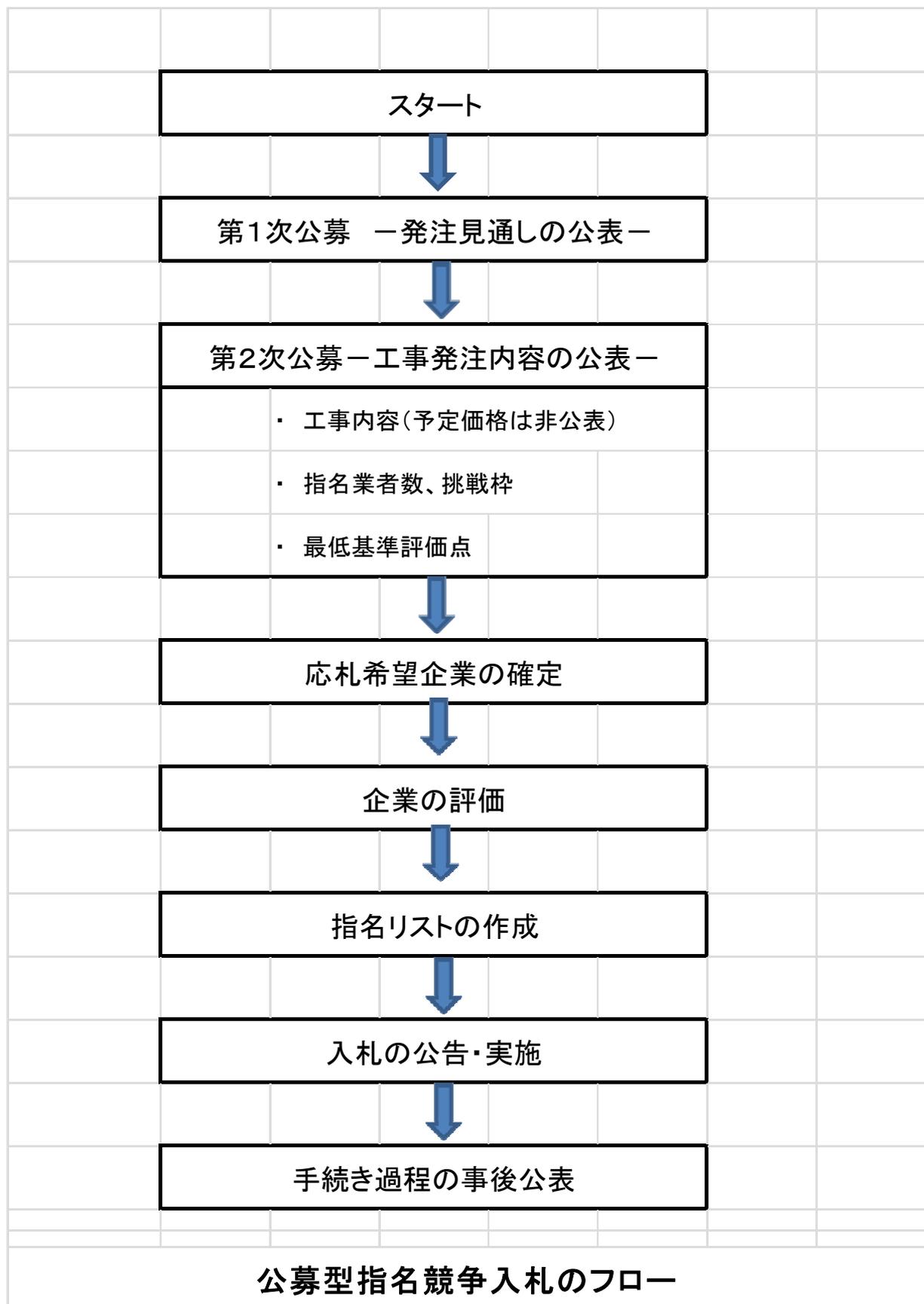
企業評価は考慮せず、価格競争により決定する。企業評価を入れると総合評価制度と基本的に同じとなるため、総合評価制度との差別化を図るべきであると考える。

5) 指名リスト決定過程の事後公表

- ・ 全ての入札参加希望者の詳細な評価値を公表する。
- ・ 営業努力のア)～ウ)を文書で公表する。
- ・ 何が評価され、何が評価されないかを全ての事業者にオープンにすることにより、発注者側による技術に裏付けられた恣意的な判断を透明化することにより、決定過程を正当化する。

(3) 評価項目と評価点の例

(4) 全体のフロー



3. 海外における発注契約方式

(1) 諸外国における公共工事の入札・契約方式改革の背景と改革の方向性

①米国

従来、連邦調達には封印入札 (Sealed Bidding) により、最低価格で落札者を決定していた。この方式は透明度が高く、公正で競争原理にもかなった入札方式であったが、意図的な低入札価格での落札後、頻繁に契約変更を通じた価格増加が常態化していた。

そこで、連邦政府では、ベスト・バリュー (Best Value) の追求というスタンスの下、価格に加え、企業の過去の実績や技術力、財務能力などを要件とし、必ずしも最低入札価格を落札基準とした調達を行わない入札方式を採用するに至った。

②英国

英国では、米国と同様に、意図的な安値受注による落札後、頻繁に契約変更を通じた価格増加が発生していた、発注者と受注者の関係が敵対的であり、発注者ニーズにあった工事が行われていないケースも頻発していた。

このような状況を打破すべく、VFM (Value for Money) の最大化を目指し、発注者と受注者との間でリスクとそれに対する報酬、発生する問題点とそれへの対処を共有することにより、両者の長期的関係の構築や、受注者へのインセンティブ付与等を可能にする PPP (Public Private Partnership) による契約を原則とする公共調達改革が行われた。

③ドイツ

ドイツでは、EU 指令 2004/18/EC の制定前から、「経済的に最も有利な札 (Economically Most Advantageous Bid)」に落札するようになっていた。公共調達システムは比較的うまく機能していたと言われるが、州政府の独立性が強く、公共工事も州レベル以下の発注が大半であるため、工事の発注担当者がなかなか EU 指令に精通しない、といわれていた。連邦会計検査院長の見解でも、公共契約規則の不備というよりも、工事発注担当者の運用上の不備の方が問題視されていた。したがって、公共調達の改革方向としては、EU 指令への対応と共に、現行の公共契約規則の厳格な運用に重きを置いている。

④フランス

フランスでは、以前は価格競争入札が行われていたが、2001 年 4 月以降、「経済的に最も有利な札」に落札するようになっている。現在のフランスでは価格競争入札による業者選定は行われていない。

伝統的に発注者側の技術官僚が高い技術力を持ち、民間部門は官主導の下で施工を実施することが多かったが、設計施工一括発注方式の採用が増加していることや、最低価格基準による落札が廃止されたこと、また、EU 指令の改正に先んじて競争的交渉手続の導入が決定されたことなど民間技術の積極的活用による工事品質の向上を目指す改革が行われている。

⑤スウェーデン

地方分権の進んだスウェーデンでは、末端の地方自治組織では、公共事業を公共調達法（Lagen om offentlig upphandling : LOU）に従って調達しなければならないという認識が弱かったと言われている。そこで、EU 指令と整合の取れた制度運用となるよう指導を進めている。

欧米諸国では、電気工事や機械工事に専門特化した中小建設業者が多く、日本のゼネコンのように建設・機械設備をフルセットで装備したゼネコンは少ない。このような業界構造の中で、アメリカ、イギリスのように、「相対的に」官の技術力が低い国では、民間技術の活用を重視する方向での改革が志向されている。他方、フランス・ドイツ・スウェーデンのように「相対的に」官の技術力が高い国では、官側がより柔軟に調達を可能にする方法を追求し、制度の厳格な運用を維持しようとしている。

日本は、官の技術力が「相対的に」高く、官民が協力的な国であるので、官民の高い技術力を保持した上で、入札・契約の透明性を高めるという意味でのアカウンタビリティの確保を目指した改革が望まれる。

図表 日本および諸外国における公共工事の入札・契約方式改革の背景と改革の方向性

日本
<p>○従来は一般競争入札・指名競争入札（および随意契約）が基本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈収賄事件、談合多発を受け、一般競争入札本格化、指名競争入札改善 <p>⇒入札契約適正化法（2001年）・公共工事の品質確保法（2005年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式、民間技術力・技術提案を活用した契約方式の導入（設計施工一括発注方式、バリューエンジニアリング方式など）
米国
<p>○伝統的には、連邦調達では封印入札方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低価格入札者が落札（最も透明性・競争性の高い入札方式） ・落札後、頻繁な契約変更が発生。意図的な低価格入札と契約後の変更を通じた価格上昇が常態化、政府の当初予算額を超過、工期の遅れも頻発 <p>⇒ベスト・バリュー概念の誕生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格、実績、技術力、財務能力を重視 ・最低価格調達の場よりも、長期的な費用削減が可能に
英国
<p>○米国同様、従来は最低工事価格を重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安値受注と落札後の契約変更請求が頻発 ・予算超過と工期延長、十分な性能を持ち合わせない完成物の発生 <p>⇒発注者と受注者の間でリスクと報酬を分担へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PPPを通じたVFMの追求 ・設計施工分離発注から、PFI、プライムコントラクティング、設計施工一括発注方式の推奨へ

ドイツ
<p>○EU 指令発効前から経済的に最も有利な札を落札</p> <ul style="list-style-type: none"> ・州レベルでの EU 指令の解釈、公共契約規則の解釈にズレ <p>⇒「公共契約規則」の厳格な運用重視へ</p>
フランス
<p>○EU 指令発効前の 2001 年 3 月以降、経済的に最も有利な札を落札</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前は価格競争入札を実施。現在は、価格競争のみの競争はなし <p>⇒官主導の下、民間技術の活用が進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計施工一括発注方式 ・競争的交渉手続きの導入
スウェーデン
<p>○地方分権・地方自治の先進国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模自治体では、公共調達法の運用が不十分 <p>⇒EU 指令や公共調達法を遵守した調達制度の浸透を推進</p>

(2) 日本および諸外国における公共工事の入札・契約方式

上記(1)の背景や改革の方向性を受け、現在各国で採用されている公共工事の入札・契約方式は、以下のとおりである。

①米国

<p>(1) 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦調達規則(Federal Acquisition Regulation: FAR)。所管は OMB。1997 年に大幅改訂。 <p>(2) 入札方式</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 簡易調達手続 (Simplified Acquisition Procedures) <ul style="list-style-type: none"> - 限度額以下の工事、物品、研究開発、サービスの調達。少数民族や中小企業、女性オーナー企業の受注機会改善にも適用。 2) 封印入札 (Sealed Bidding) <ul style="list-style-type: none"> - 最も一般的かつ伝統的な入札方式。透明性、競争性に勝るが落札後の契約方式が頻発。 3) 交渉入札 (Competitive Negotiated Proposals) <ul style="list-style-type: none"> - ベストバリューの追求。時間、価格以外の要素等が重要な要素の場合に適用。 - 契約決定前に入札を改訂する改訂する機会が認められている。 - 設計施工一括発注方式での利用が多い。 <p>(3) 落札基準 (交渉入札の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 価格・品質・過去の実績の 3 要素は必須。その他、経営管理、人的資格など。定量化・点数化よりも、ストーリー的 (narrative) 記述を重視。連邦会計検査院 (GAO) も定性的記述説明を推奨。 <p>(4) 交渉の可否</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能 (ベイクオフ (Bake-off) 過程) <ul style="list-style-type: none"> - 入札業者へ個別に設計情報や重視評価項目を提供し、実施可能性や改善提案を募る過程
--

- 他社提案分は非公開のため、提案に競争原理が働きやすいとされている。
- 入札業者へは対価の支払いあり
- (5) 多様な入札・契約方式の例
- インセンティブ契約は多様
- 設計・施工一括発注方式
- CM方式
- MAC (Multiple Award Contract) : 英国等のフレームワーク合意と類似

②EU

- (1) 根拠法令
EU 指令 2004/18/EC
- 従来の物品 (93/36/EEC)、サービス (92/50/EEC)、公共工事 (93/37/EEC) の調達規則を統合。2014年の公共工事の適用限度額は5,186,000ユーロ以上。
- (2) 入札方式
- 1) 公開手続 (Open Procedure) ≡ 一般競争入札
 - 2) 制限手続 (Restricted Procedure) ≡ 公募型指名競争入札 (5~20者)
 - 3) 交渉手続 (Negotiated Procedure)
- 例外的。事前の価格評価が困難、入札不調、技術的・芸術的要件により特定業者のみの場合等 (3者以上)
- 4) 競争的交渉手続 (Competitive Dialogue)
- 2004年に追加。特に大規模で難易度が高く、発注者が仕様を詳細に決め得ない工事の場合。複数の業者と交渉を行う。
- (3) 落札基準
- 1) 最低価格
 - 2) 経済的に最も有利な札 (the most economically advantageous tender)
 - 価格、工期、維持費、採算性、技術的メリット、ライフサイクルコスト等。評価要素とそのウェイトを事前公表。
- (4) 交渉の可否
- ・可能
 - 発注者が仕様を明確に規定できない場合などに例外的に認められる
 - 競争的交渉手続では認められている
- (5) その他
- ・2004/18/ECによりフレームワーク合意が正式に認められるようになった。

③英国

- (1) 根拠法令
- ・公共調達契約規則 (Public Contracts Regulations) および公益事業調達規則 (Utilities Contracts Regulations)

(2) 入札方式

- 1) 公開競争手続
- 2) 制限競争手続：最も推奨されている
- 3) 交渉手続
- 4) 競争的交渉手続（2004/18/EC との整合）

(3) 落札基準

- 1) 最低価格：最低価格による落札は、単純工事を除き認められてない。
- 2) プロジェクトのライフサイクル全体で VFM が最大のもの ≡ 経済的に最も有利な札

(4) 交渉の可否

・可能

- 公開競争手続、制限競争手続の場合であっても交渉の要素を採り入れ。
- 複雑な工事、市場未成熟等の場合は、仕様について入札後でも交渉を行うケースあり（契約変更による増額請求を防止するため）

(5) 多様な入札・契約方式の例

- PPP・PFI
- プライムコントラクティング
- 設計・施工一括発注方式
- フレームワーク合意

④ドイツ

(1) 根拠法令

- ・建設工事発注契約規則（Verdingungsordnung für Bauleistungen : VOB）

(2) 入札方式：専門・分割発注による中小企業の応募機会確保 ≡ 競争促進との考え方

- 1) 公開手続（限度額未満の場合は「一般競争入札」）：件数・金額ともに主流
- 2) 非公開手続（限度額未満の場合は「制限競争入札」）
- 3) 交渉手続（限度額未満の場合は「随意契約」。複数者交渉が必須。）、
- 4) 競争的交渉手続（2004/18/EC との整合）

・経済的に最も有利な札

- 評価要素、ウェイトは事前公表

* 経験的に、経済的に最も有利な札 ≡ 最低入札価格であり、VOB の厳格な運用が経済的に最も有利な札の選定につながる、との立場

(4) 交渉の可否

・可能

- 交渉方式では価格、公示内容等の全てで可能、入札内容の変更も有り得る（例外的）。
- 競争的交渉手続では認められている

(5) 多様な入札・契約方式の例

- 付随入札・代替案
- PPP・PFI

⑤ フランス

(1) 根拠法令

- ・ 公共契約法典 (CMP)

(2) 入札方式

1) 入札手続 (公開型と制限型)

公共工事、サービス調達には制限型、物品調達には公開型が主流。業績基準の場合は制限型。

2) 交渉手続：例外的。緊急性、入札不調、技術的・芸術的要件の場合

3) 競争的交渉手続 (2004/18/EC よりも先行して導入)

* 約 20 万ユーロ未満は任意の方式

(3) 落札基準

- ・ 経済的に最も有利な札：評価要素の順位付けは公表、点数化は行われていない。

* 2001 年 4 月以降、最低価格のみによる落札基準は採用していない

(4) 交渉の可否

- ・ 可能

- 交渉手続の場合は例外的に認められる。価格低下目的だけの交渉は不可。

(5) 多様な入札・契約方式の例

- 従来よりコンセッション方式が盛ん
- パフォーマンス/バリエーション方式：入札時 VE と類似

⑥ スウェーデン

(1) 根拠法令

- ・ 公共調達法 (LOU)

(2) 入札方式

1) 公開手続 (限度額未満の場合は「簡易手続」)

2) 制限手続 (限度額未満の場合は「指名手続」)

3) 交渉手続 (限度額未満の場合は「直接調達」)

4) 競争的交渉手続 (2004/18/EC との整合)

(3) 落札基準

1) 最低価格

2) 経済的に最も有利な札

(4) 交渉の可否

- ・ 可能

- 限度額未満の「簡易手続」「指名手続」では、仕様を揃えるための交渉は可能 (例外的)。ただし、公表が必要で 1 社のみとの交渉は不可。

- 競争的交渉手続では認められている

(5) 多様な入札・契約方式

- 調整発注方式：ピュア CM 方式と類似
- PPP

(3) 日本および諸外国における公共工事の入札・契約方式

以上の(1)、(2)から、日本および諸外国における公共工事の入札・契約方式は、以下の図表のとおりにまとめることができる。

図表 日本および諸外国における入札・契約方式（総括表）

	日本	アメリカ	EU	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
1. 基本法令・規則	会計法	連邦調達規則 (FAR)	EU指令 (2004/18/EC) 工事総額518.6万ユーロ以上が対象 (2014年の場合)	公共調達契約規則(Public Contracts Regulations)および公益事業調達規則 (Utilities Contracts Regulations)	公共契約法典 (CMP)	建設工事発注契約規則 (VOB)	公共調達法 (LOU)
2. これまでの入札契約制度における特徴と問題点	指名競争入札や談合等による競争性の欠如	・最低価格で受注後、施工段階での契約変更を通じて工事コスト増が常態化	—	・最低価格で受注後、施工段階での契約変更を通じて工事コスト増が常態化	・大きな問題は発生していない。価格入札を廃止し、民間技術の活用へ転じつつある。	・大きな問題は発生していない。州政府の独立性が強い。EU指令に職員が精通しないケースがある。VOBの厳格な運用が課題。	・地方自治が強く、全国レベルでのLOUの統一運用が課題。
3. 現在の入札契約制度	①一般競争入札 ②指名競争入札 ③随意契約	①簡易調達手続 ②封印入札 (Sealed Bidding) ③交渉入札 (Negotiated Procedure)	①公開競争手続 ②制限競争手続 ③交渉手続 ④競争的交渉手続	(1)限度額以上 ①公開手続 ②制限手続 ③交渉手続 ④競争的交渉手続	(1)限度額以上 ①入札手続(公開or制限) ②交渉手続 ③競争的交渉手続	(1)限度額以上 ①公開手続 ②非公開手続 ③交渉手続 ④競争的交渉手続	(1)限度額以上 ①公開手続 ②制限競争入札 ③指名手続 ④競争的交渉手続
(備考)		・入札方式に関係なく完全公開競争 (full and open competition) が原則。 ・伝統的には②、近年は③が主体。 ・②の場合、二段階選定が行なわれることが多い(第一段階で技術提案の評価。要件を満たした応募者のみ第二段階で封印入札)。 ・入札方式・契約方式を多様に組み合わせることが特徴。	・①②が基本、③は例外的(事前価格評価困難、入札不調、緊急性、技術的・芸術的必要性等の場合のみ)。 ・2004年から④を設定。 ・フレームワーク合意も2004年から認められている。	・近年の推奨契約方式(原則) ・発注者と受注者は敵対からパートナーへ 1) PFI (or PPP) 2) 設計施工一括(デザイン・ビルド) 3) 元請一括(プライム・コントラクティング) 4) フレームワーク合意	②は例外的(事前価格評価困難、入札不調、緊急性、技術的・芸術的必要性等の場合のみ) ③はEU指令の前に導入済み	①②が基本、③は例外的(事前価格評価困難、入札不調、緊急性、技術的・芸術的必要性等の場合のみ)。 ④はEU指令への整合	①②が基本、③は例外的(事前価格評価困難、入札不調、緊急性、技術的・芸術的必要性等の場合のみ)。 ④はEU指令への整合
交渉の可否	・認められていない	・③の場合可。 ・ベイク・オフ(bake-off)やインセンティブ付与を行うことが多い。	・③④の場合、可能。	・③④の場合、可能。	・②③の場合、可能 ・コンセッション事業者選定は交渉方式	・③④の場合、可能 ・③は交渉による入札内容の変更可。ただし、1社のみに対する交渉は禁止。	・③④の場合可能 ・③は交渉による入札内容の変更可。ただし、1社のみに対する交渉は禁止。
日本の入札・契約方式との類似性	—	①簡易調達手続≒随意契約 ②封印入札≒一般競争入札	①公開競争手続≒一般競争入札 ②制限競争入札≒公募型指名競争入札	①公開手続≒一般競争入札 ②制限手続≒公募型指名競争入札	①入札手続 ≒一般競争入札 or 公募型指名競争入札	①公開方式 ≒一般競争入札 ②非公開方式 ≒公募型指名競争入札	①公開手続 ≒一般競争入札 ②制限手続 ≒公募型指名競争入札 ③指名手続 ≒公募型指名競争入札
落札基準	・最低価格	②は最低価格 ③はベスト・バリュー (Best Value)	①最低価格 ②経済的に最も有利な札	①最低価格 ②経済的に最も有利な札 VFMの最大化が原則	・経済的に最も有利な札	・経済的に最も有利な札	①最低価格 ②経済的に最も有利な札
(備考)	・総合評価方式も一部で開始。 ・評価要素とウェイトは予め公示が必要。 ・評価方法は除算方式が多いが、技術力が問われる工事で加算方式も増加。	・②ベストバリュー分析は、記述による定性的な選定説明書。 ・評価要素とウェイトは予め公示が必要。	②経済的に最も有利な札≒総合評価 ・評価要素とウェイトは予め公示が必要	②経済的に最も有利な札≒総合評価 ・評価要素とウェイトは予め公示が必要	・経済的に最も有利な札≒総合評価 ・評価要素とウェイトは予め公示が必要	・経済的に最も有利な札≒総合評価 ・評価要素とウェイトは予め公示が必要	②経済的に最も有利な札≒総合評価 ・評価要素とウェイトは予め公示が必要
4. その他の特徴							
インセンティブ契約	・入札時VE、契約後VEが行なわれることがある。	・多様なインセンティブ契約が入札方式と組み合わせて用いられる。	・特に規定はない	・各契約方式の中の諸段階で手順として踏まれている。	VEの類似方式として、 ①パフォーマンス方式 ②バリエーション方式 ②では、コスト節減額はすべて発注者に帰属 ・契約後VEは公正でないとの理由により、原則的に存在しない。 ・契約後VEは公正でないとの理由により、原則的に存在しない。	・特に規定なし (予め公告されていれば、代替提案は可)	・特に規定なし (予め公告されていれば、代替提案は可)
(備考)							
PPP	・1999年よりPFI開始	・民間委託が主流のため、あまり用いられていない。	・ガイドラインを作成	・PFI ・プライムコントラクティング ・設計施工一括発注	・コンセッション方式 ・アフェルマージュ方式(管理運営のみ、建設含まず。)	・資金調達・回収方式別に多種類 ・道路では、コンセッションモデル、Aモデル、Fモデル、トランプ通行料徴収モデルの4種	・空港アクセス鉄道A-trainで実施
設計と施工	・分離発注が原則。 一部で設計施工一括発注。	・契約はケース毎に異なる。 ①設計施工分離発注方式 ②設計施工一括発注方式 ・交渉入札の場合②が多い。	・特に規定はない	・伝統的には設計施工分離 ・近年は設計施工一括も推奨	・分離が原則 ・ただし、パフォーマンス方式の一形態として、一括発注も存在する。	・分離発注が原則 ・工区別の分割発注が原則	・分離発注が原則
OM方式	・国の直轄工事で試行中。 一部の地方自治体でも採用。	・長年、活用されている。 ・ビュア方式とアウトリスク方式がある		・あまり用いられていない。	・存在せず	・存在せず	・調整発注方式(ビュアCM方式と類似)
5. その他	・近年、多様な入札・契約方式の導入が進んでいる。		・2004年4月物品、サービス、公共工事調達を一本化した改正指令発効			・予め、公告されている場合、以下の入札が可能 ・付随入札(業者の任意の提案) ・代替案(発注者指定の提案)	・予め、公告されている場合、以下の入札が可能 ・代替案

4. 東北地方の復旧・復興事業に係る現状

東日本大震災は福島第一原発の事故も重なった世界にも類を見ない未曾有の過酷災害である。当初より道のりの険しさが懸念されたため、政府は東日本大震災の復旧・復興を最優先課題と位置づけ、予算、組織、制度等の新たな施策が次々と打ち出されてきた。公共調達分野においても、既存の方式にとらわれない最善の方法が検討され、PPP や CM 方式等の新たな発注方式が一気に導入された。一方、人不足、物不足や入札不調等、建設関連の課題が、早期復興の懸念材料として次々とマスコミに取り上げられ、国会や地方議会でも盛んに議論されるようになった。これらの問題も今までにない多種多様な対策が講じられ改善が図られている。今はまだ復興も道半ばであり詳細な分析や評価を行うことはできないが、今回のような国家的な危機に対してわが国の建設業が果たした役割は極めて大きく、今後の建設マネジメントを考える上でも非常に貴重な経験を積み重ねていると言える。ここでは東日本大震災の復旧・復興における今までの主な課題や取り組み状況を整理し、今後の研究に資することとする。

(1) 復旧・復興計画

東北地方太平洋沖地震から4カ月後の7月、まだ行方不明者の捜索や緊急復旧、仮設住宅の建設等が続く中、「東日本大震災からの復興の基本方針」が取りまとめられ、11月21日には第三次補正予算が成立した。復旧・復興予算は阪神淡路大震災と同等の5年で19兆円とされ、当初2年間に重点計上することとされた。表-1に阪神淡路大震災との比較を示す。数値的に似ているところもあるが、被害の範囲と根こそぎという点、復興計画の複雑さ・合意の難しさ、自治体・地元の組織力等は極めて大きなハンデである。仮設住宅に暮らす避難者の心情等が考慮され地元にもこの目標は受け入れられたが、この時点ではまだ津波高等の基準を必死に作っている段階であり、放射能汚染や行方不明者捜索の問題もあり瓦礫処理がいつ終わるかという目途すら立っていなかった。

表-1 阪神淡路大震災と東日本大震災との比較

		阪神・淡路大震災	東日本大震災
地震・被災規模	マグニチュード	7.3	9.0
	被災範囲	延長約30km 1県	延長500km以上 8県
	災害救助法適用	25市町	241市区町村
	被害の特徴	建築物の倒壊。 震後大規模火災	大津波により沿岸部で壊滅的被害。
	死者・行方不明者	死者6,434 行方不明者3	死者15,270 行方不明者8,499
	住家被害(全壊)	104,906	102,923
	被害額	建築物等 6.3兆円 ライフライン 0.6兆円 社会基盤 2.2兆円 農林水産他 0.5兆円 総計 9.6兆円	建築物等 10.4兆円 ライフライン 1.3兆円 社会基盤 2.2兆円 農林水産他 3.0兆円 総計 16.9兆円
廃棄物	災害廃棄物発生量	2,000万ト	2,630万ト(うち津波堆積物1,022万ト、汚染対策地域内では約47万ト)
	災害廃棄物処理期間	3年2ヶ月	岩手県、宮城県3年、福島県5年 H25.8末、廃棄物82%、津波62%
市街	避難者数	約32万人	約47万人
	仮設住宅入居戸数	約4.7万戸	約4.9万戸

地 復 興	土地区画整理事業	20 地区(4~15 年、平均 8 年)	51 地区
	防災集団移転促進事業	—	334 地区 約 12,500 戸
	災害公営住宅整備事業	2 万 6 千戸	2 万戸以上

(出典)内閣府 平成 23 年度版 防災白書 等

(2) 新たな発注方式の導入

平成 23 年 12 月 27 日には国、地方公共団体、関係業界団体からなる「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会(事務局 国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室)」が設立され、平成 24 年 2 月 10 日には復興庁も発足した。

建設業関係では瓦礫等の災害廃棄物処理が本格化し、宿泊施設やダンプ等、一時的に不足したものはあったが、関係者もすぐに対応し深刻な問題にはならなかった。この頃マスコミに一番遅れを指摘されていたのは市町村の復興計画やその事業化である。生活基盤を根底から変える大きな決断だけに、本来なら計画立案や合意形成にかかる時間は外からとやかく言われるような問題ではないが、少しでも円滑に進むよう全国の自治体からの職員派遣に加えて、国、県からも専門家や職員の派遣、手続きの簡素化、迅速化等の努力が続けられた。権限代行も活用され、災害公営住宅の建設等、市町村の希望により執行を県に移された事業もある。

一方、国や計画が早期に固まった自治体では、膨大な業務量を、最短の期間で仕上げるための方策が検討され、事業促進 PPP や CM 等の新しい発注方式が採用されることとなった。これらの詳細は、別項で後述する。

本格的な復旧・復興工事が始まるようになってくると、どこの機関でも技術職員や用地職員等、現場の人材不足が目立つようになっていった。国、県からの支援や全国の自治体からの派遣は以前にも増して行われていたが、出す側も限界に達しており、今でも完全に充足されているとは言い難い。表—2 に最新の地方公務員の派遣状況を示す。今回、特にこの問題が顕在化したのは職員や庁舎の被災が大きかったこともあるが、公共事業の減少に伴い職員が急速に減ったことが背景にある。工事や技術職員がほとんどいない状態になっていた自治体もあり、阪神・淡路大震災の時の神戸市と比べてみれば、その差は歴然である。県等を中心に新規や中途採用を大幅に増やす等の対策は取られているが、今後も引き続き経過を見ていく必要があると思われる。

表—2 平成 25 年度における東日本大震災による被災地方公共団体への地方公務員の派遣状況

職種別派遣状況 (単位:人)

派遣先 職種	岩手県		宮城県		福島県		千葉県		合計						
	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村					
一般事務 (用地関係事務を含む)	219	47	172(82)	425	52	373(78)	150	81	69(7)	2(2)	2(2)	0(0)	796(169)	182(2)	614(167)
土木	202	53	149(33)	414	72	342(79)	127	51	76(8)	2(2)	0(0)	2(2)	745(122)	176(0)	569(122)
建築	39	10	29(7)	86	17	69(8)	36	11	25(6)	0(0)	0(0)	0(0)	161(21)	38(0)	123(21)
その他	92	59	33(10)	171	112	59(25)	91	72	19(13)	0(0)	0(0)	0(0)	354(48)	243(0)	111(48)
合計	552	169	383(132)	1,096	253	843(190)	404	215	189(34)	4(4)	2(2)	2(2)	2,056(360)	639(2)	1,417(358)

(参考: 前回調査(平成24年10月1日時点)) (単位:人)

派遣先 職種	岩手県		宮城県		福島県		千葉県		合計						
	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村	県庁	市町村					
一般事務 (用地関係事務を含む)	154	44	110(53)	261	38	223(24)	144	79	65(1)	2(2)	2(2)	0(0)	561(80)	163(2)	398(78)
土木	167	58	109(7)	342	83	259(4)	125	54	71(0)	7(2)	0(0)	7(2)	641(13)	195(0)	446(13)
建築	30	8	22(2)	75	19	56(2)	31	11	20(0)	0(0)	0(0)	0(0)	136(4)	38(0)	98(4)
その他	99	56	43(21)	164	133	31(4)	81	72	9(3)	0(0)	0(0)	0(0)	344(28)	261(0)	83(28)
合計	450	166	284(83)	842	273	569(34)	381	216	165(4)	9(4)	2(2)	7(2)	1,682(125)	657(2)	1,025(123)

※1 ()内の人数は、同一県内における派遣(例 岩手県庁から県内各市町村への派遣)に係る人数で、内数である。
 ※2 職種別派遣状況における職種のうち、「その他」は機械、電気、農業土木、文化財技師、保健師等の職である。

(「平成 25 年度総務省被災地派遣状況調査」総務庁ホームページより)

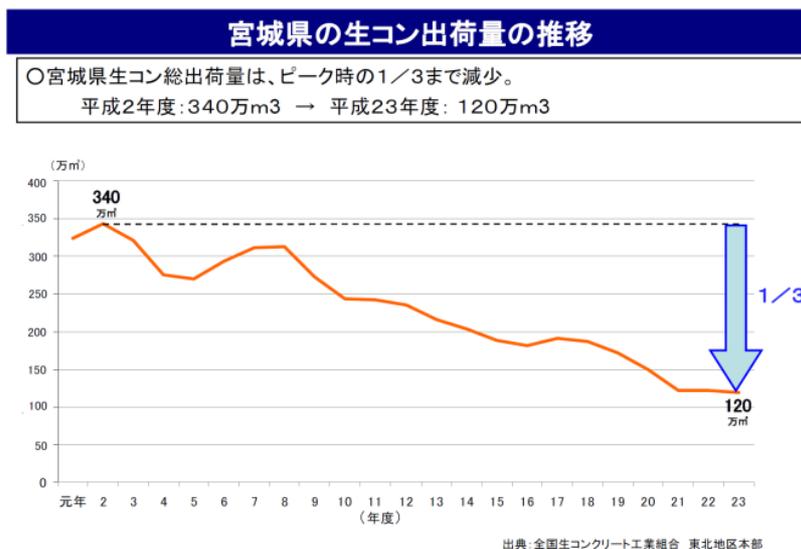
(3) 人、資材、入札不調

復旧・復興が本格化するにつれ、人、資材の不足や入札不調の増加が大きな問題となってきた。行政側では目まぐるしく変わる状況の把握と効果的な対策の検討のため、関係機関との協議の頻度を増すとともに、地区別、資材別等の分科会を新たに設ける等、連絡調整体制の拡充が図られた。



図－1 連絡調整体制の拡充（東北地方整備局資料）

それまでも、技能工や資材等の不足が問題となったことはあったが、最初に工事が遅れる等、深刻な問題となったのは生コンの不足である。生コンは2時間で固まってしまうため、他のような広域調達がきかない。宮城県の場合、震災の時点で生コンの出荷量はピーク時の1/3まで減少しており、それに応じてプラントや人員、骨材の供給量も縮小されていた。



図－2 宮城県の生コン出荷量の推移（東北地方整備局資料）

業界には最大限の増産を要請するとともに、港湾工事ではミキサ一船による自主生産等も行われたが、やがて復旧を急ぐ民間の工事にも影響が出始めるようになり、東北地方整備局は、海岸堤防の被覆材の素材を生コンからコンクリート二次製品に切り替えることを決定した。仙台地域の生コン供給力の約2カ月分に相当する24万m³の需要を削減する方針を打ち出したことで一時的に需給は落ち着いたが、この後本格化していく復興を円滑に進めるために、これだけでは不十分だった。

生コンの不足と一口で言っても地域により原因は様々で、例えば仙台は砂、宮古はプラント等、ネックになっているものが異なれば有効な対策も違ってくる。このため沿岸部を9地区に分割し、地区毎に需給予測が行われ対策が検討された。図-3に仙台地区の検討結果と9地区全ての対策状況一覧を示す。問題の解決策は示されたが、生コンプラントのような大規模設備の場合、5年程度の特需では民間の自発的な投資を呼び込むのは難しい。平成24年3月には仙台で復興加速化会議が開催され、太田国土交通大臣から宮古と釜石で三陸沿岸道路専用の公共プラントを設置するよう東北地方整備局に指示が出された。このような取り組みが契機となり、平成26年2月時点では、更に宮城県が公共プラントを石巻に2基、気仙沼に2基、民間プラントも仙台で2基、大船渡、相双、いわきで各1基が稼働もしくは稼働準備中である。

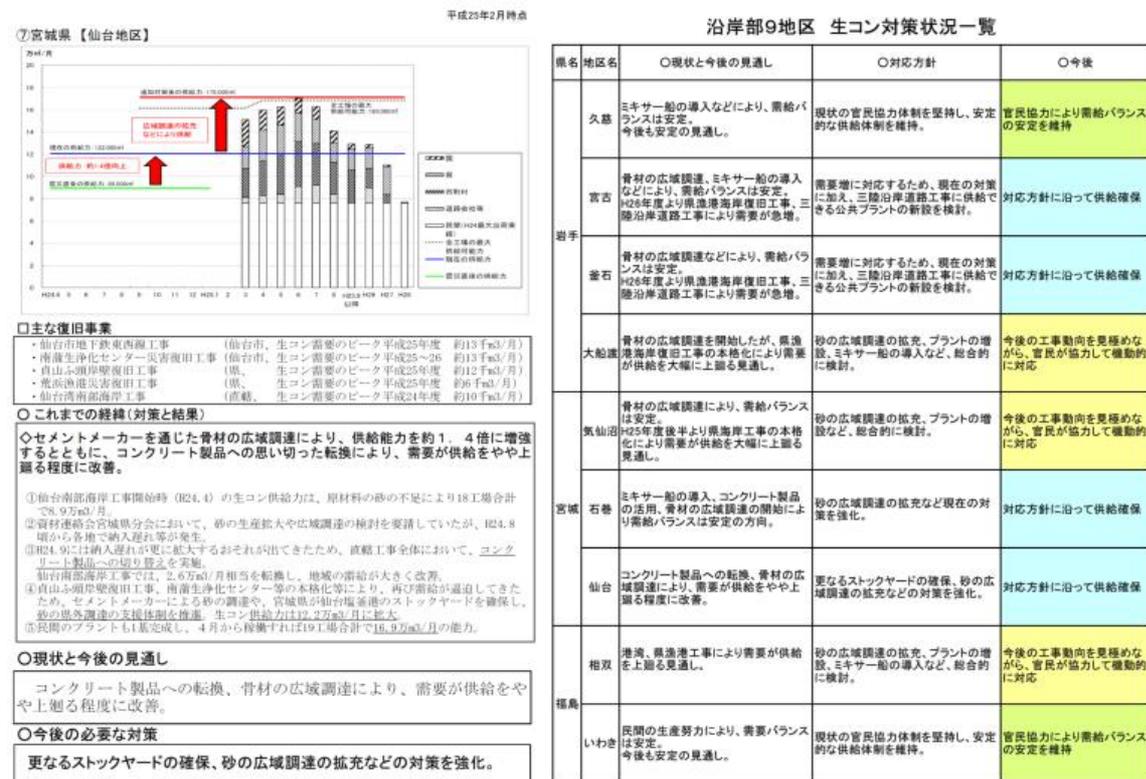


図-3 沿岸部9地区別 生コンの需給予測と対策

生コンの他にも局所的、短期的には様々なものが様々な原因で発生しており、一難去ったらまた一難という状況である。かつてと比べて業界全体の余力が明らかに落ちており、全国の他の地域の山間部で、生コン工場がなくなってしまい災害復旧に支障が出たという例もある。

人、資材等の不足は、工事の遅れを生じさせただけでなく、施工会社の収支を悪化させ、入札不調の増加を招く大きな要因になった。平成24年4月～平成25年1月の入札不調発生割合は宮城県38%、仙台市49%に達し、マスコミや議会でも度々話題に上ることとなり、中には「全国的な大型補正が執行されれば東北から人やものがなくなり復興の足を引っ張るのではないか」といったものもあった。もともと不調は発生しても再入札等でほとんど契約はできており、もちろんそのような悪影響は生じなかったが、調達のロスは確実に増えており、その軽減を図る意味でも従

来の枠を超えたより抜本的な取り組みが求められるようになった。図-4は今年2月までに実際に行われた施工確保対策の一覧である。

主な流れとしては、まず、より広域的、効率的な調達を目指す方策が考えられ、発注ロットの大型化、地域要件の緩和、技術提案一括審査方式の導入、間接費補正、宿泊費用の計上等が実施された。また、労務・資材単価の上昇に対しては、インフレスライド、単品スライドの適用や資材単価の速報値の活用等が次々に打ち出された。平成25年3月には、長年下がり続けてきた設計工事労務単価の抜本的な改定が行われ、被災3県の全工種平均で21.0%増、全国平均でも15.1%増と大幅に引き上げられた。また、平成25年11月からは、東北地方の各発注機関がバラバラに公表していた公共工事の発注見通しを、ブロック別に統合してホームページに掲載する取り組みが始まっている。平成26年2月には、大都市補正と同様、諸経費率等の地域割増を行う復興係数が導入され、労務単価も2年続きで約8%の大幅増となった。

東日本大震災からの復興は、まだまだ予断を許す状況ではなくこの紆余曲折は復興が終わるまで続くと思われるが、一日でも早い復興の実現にこれらの対策が寄与することが望まれる。

工事着手前	発注準備積算	入札公告	契約着工準備期間	工事中
<p><事業推進体制の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ■対策1. 復興まちづくりにおけるCM方式の活用 ■対策2. 事業促進PPPの企画・導入 ■対策28. 発注見通し統合化(H25.11.1~) <p><建設資材対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ■対策3. 「建設資材対策東北地方連絡会」資材需給情報共有・調整 ※資材/地区別分会も開催 ○新たに「災害公営住宅専門部会」を設置 ■対策4. <生コン対策> 砂の確保(ストックヤードの確保・域外調達) ○ひっ迫する生コン用骨材(砂)として、川砂(河川・ダム湖)を供給支援 ■対策5. <生コン対策> ・コンクリート製品等への転換 ・港湾工事における「ミキサ船」の導入 ○<生コン対策> ・仮設公共プラント設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■対策6. 実勢価格を反映した設計工事労務単価の改定 ○H25.4改定で被災3県前年度比約21%UP ○H26.2改定で被災3県H25.4比約8%UP ■対策7. 市場高騰に対する労務費・資材費の見積活用による積算 ■対策8. 資材の積算単価に毎月公表される速報価格を採用 ■対策9. 宿舍設置に伴う費用の積上げ計上 ■対策10. 地域外からの労働者確保に関する間接費補正 ■対策11. 施工箇所が点在する工事の間接費の算定 ■対策12. 被災地で使用する建設機械損料(維持修繕費率)を補正 ■対策13. 土工とコンクリート工における復興歩掛りの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■対策14. 発注ロットの拡大 ■対策15. 地域要件の緩和(県内一東北管内企業まで拡大) ■対策16. 地元企業の参加可能額の拡大(B+C)、(拡大C) ○被災3県の全工事に運用拡大(H26.1~) ■対策17. 復興JVの活用 ■対策18. 「技術提案一括審査方式」の導入 ○複数受注可方式にも運用拡大(H26.1~) ■対策30. 総合評価(二極化)導入による入札手続きの簡素化(H26.1~) ■補助者配置で若手技術者の確保・育成(H26.1~) ■対策32. 「復興係数」による間接工事費の補正(今回H26.2~) 	<ul style="list-style-type: none"> ■対策19. 契約時点の最新単価に基づく契約変更 ■対策20. 工期における余裕期間の設定 ■対策25. 物価変動等に伴うスライド変更(インフレ/単品スライド) ○手続き簡素化の試行(単品スライド)(今回H26.2~) ■対策26. 適切な工期延長対応 ○工期延長に伴う適切な経費計上の徹底(H26.1通知) ■対策27. 設計変更等による柔軟な運用の実施(既契約工事への設計変更による追加など) ■対策29. 土砂・碎石の供給先引渡し単価の適用(積算変更)(H25.11.6~) ■対策31. 監理技術者の途中交代の要件緩和 	<ul style="list-style-type: none"> ■対策21. 一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理 ○近接の間隔を10km程度に緩和 ■対策22. 技術者及び現場代理人の配置緩和措置の適切な活用 ■対策23. 宿泊費等に係る間接費の設計変更 ■対策24. 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更 <p>(凡例) <対応策の目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ■官民の協力・連携 ■発注の円滑化 ■必要な費用の適正な積算 ■技術者・技能者の確保 ■資材の確保 <p>(凡例)</p> <ul style="list-style-type: none"> □10月以降の施策 □東北地整独自運用

図-4 復旧・復興事業の施工確保対策一覧 (H25.10まで)

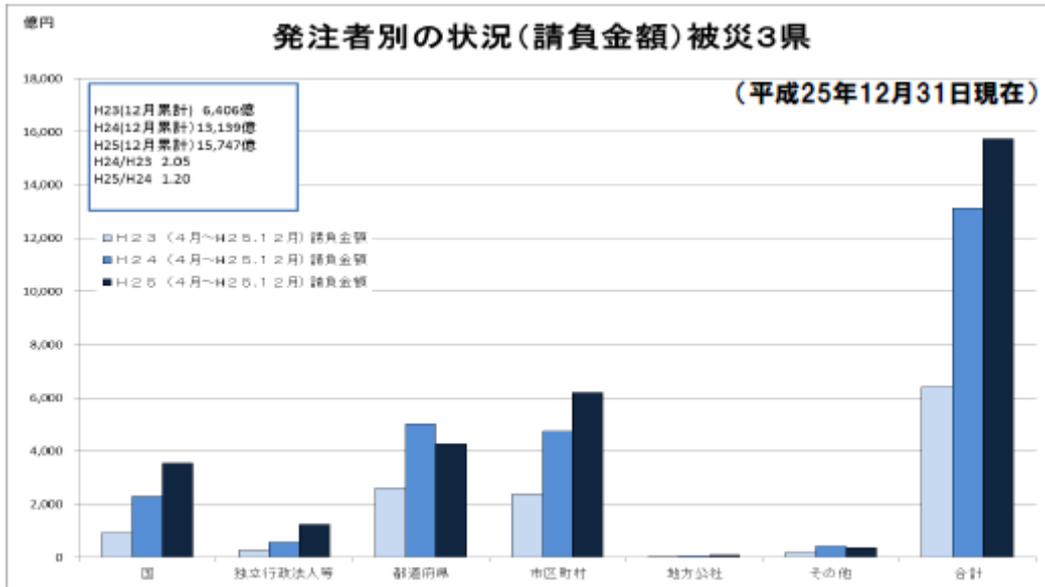
参考文献

- 「第5回復旧・復興の施工確保に関する連絡協議会」配布資料 国土交通省 HP
- 「復興加速化会議」配布資料 東北地方整備局 HP
- 「第2回復旧加速化会議」配布資料 東北地方整備局 HP
- 「第3回復旧加速化会議」配布資料 東北地方整備局 HP
- 東北地方整備局 HP <http://www.thr.mlit.go.jp/road/fukkou/content/ppp/index.html>

【参考】

※図表は、「復興加速化会議(第3回)」(平成26年2月1日)配布資料から抜粋

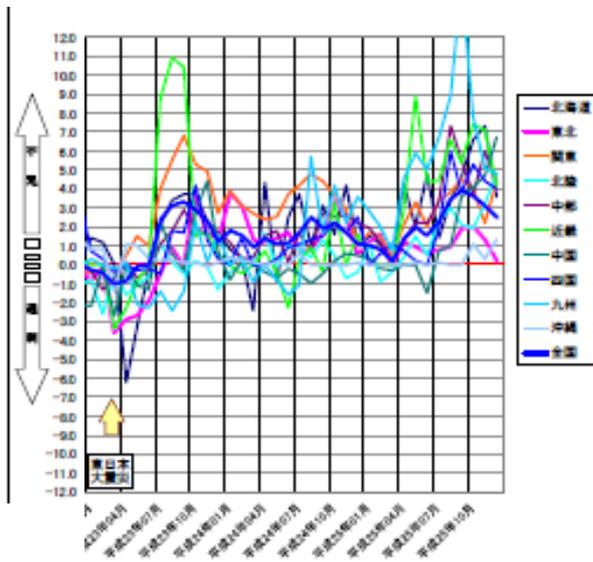
1) 発注量の急激な増加



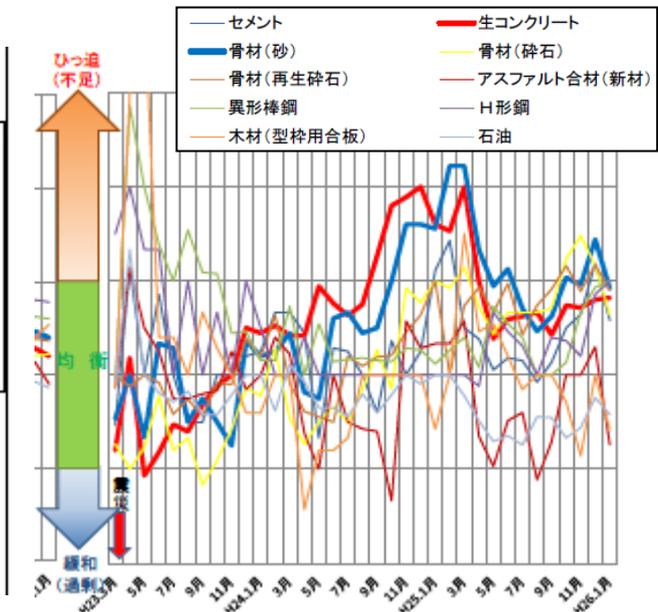
2) 技術者・技能者不足、資材の逼迫

全国的に技能労働者の不足傾向が続いている。

震災発生後、当初は鋼材が不足傾向になり、平成24年秋以降は生コンクリートや骨材について工事を実施する地域内では供給量が確保できず不足傾向が顕著に表れていたが、様々な取組により深刻な不足傾向は落ち着いている。



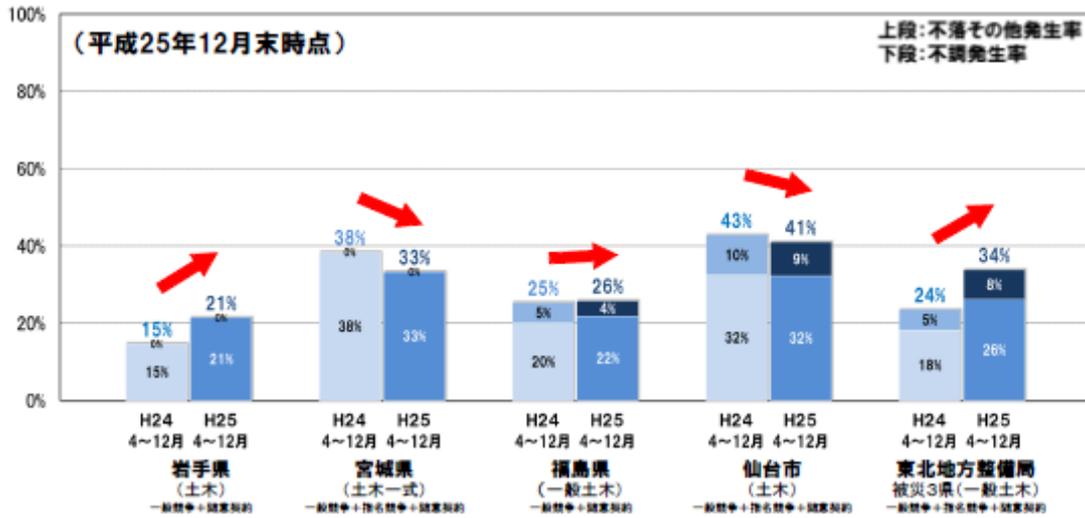
建設技能労働者過不足率の推移



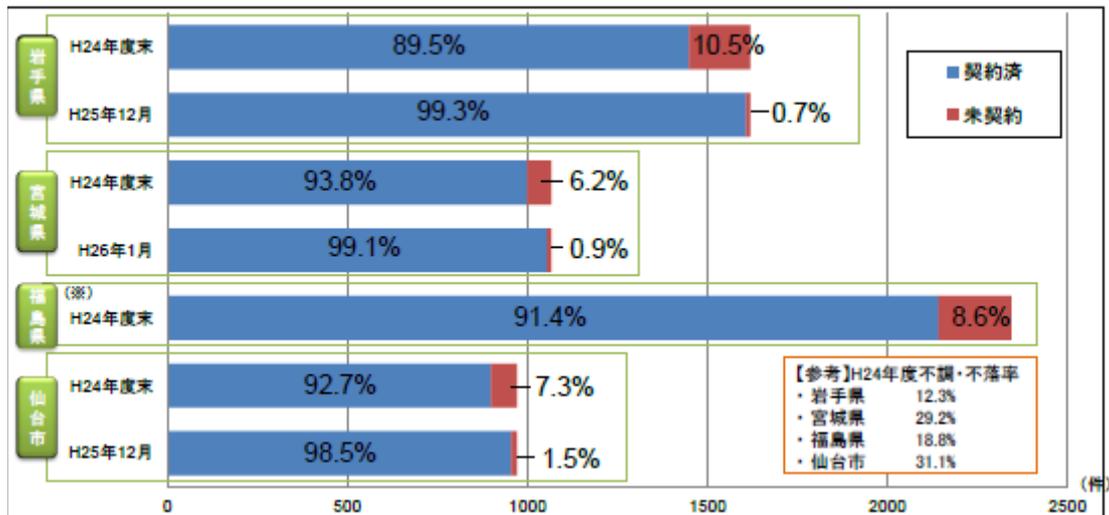
主要建設資材の需給動向(被災3県)

3) 入札不調

復旧・復興事業が本格化するにつれて、発注量が大幅に増加し、不調・不落が多数発生しており、再発注等により契約達成率を上げる努力が続けられている。



入札不調等の発生状況 (平成 24・25 年度)



発注工事の契約率 (平成 24 年度)

4) 主な対策

①情報共有等の場の設置、開催

<全国>

- ・ 復旧・復興の施工確保に関する連絡協議会
 目的：現状を情報交換し、復旧・復興事業の円滑な実施を図る。

<東北>

- ・ 建設資材対策東北地方連絡会
 目的：建設資材の需要・需給の見通しを情報共有
 ※逼迫する地区別、資材別に分会を設置
- ・ 地元建設業協会との意見交換会

- ・速報価格の採用
資材価格の変動が著しい状況に対応し、生コン、アスコン、碎石の積算単価に、毎月公表される速報値を採用。
 - ・インフレスライド・単品スライドの適用
急激な物価変動に伴う請負代金額の変更を可能に。また、資材価格の急騰に対応する単品スライドにアスファルト材、生コンを精算可能にしている。
 - ・宿泊費に係る間接費の設計変更の導入
労働者を確保するために必要な、実際にかかった費用を適正に精算
 - ・建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入
他地域からの円滑な資材の調達ができるよう、実際にかかった輸送費を設計変更の対象に。
- >現場実態を踏まえた補正を実施
- ・資材やダンプトラック等の不足による日当たり作業量の低下を見込んだ「復興歩掛」「復興係数」の適用
※復興歩掛：標準歩掛と施工実態の乖離を補正（土工及びコンクリート工（32工種））
復興係数：作業効率の低下が及ぼす間接工事費（共通仮設費および現場管理費）の支出増を積算に反映
 - ・適切な工期延期と経費計上
 - ・発注者による対策の効果を下請けの企業まで行き渡らせるように、関係団体に要請

(1) 最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映（例年の4月改訂を前倒し）
 (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映（継続）

➡ **全職種平均** 全 国（16,190円）平成25年4月比；+7.1%（平成24年度比；+23.2%）
 被災三県（17,671円）平成25年4月比；+8.4%（平成24年度比；+31.2%）

※1 入札不調の増加に応じて単価を引き上げるよう措置（継続）（当年度被災三県のみ）
 ※2 一定の既契約工事についても、新労務単価を踏まえてインフレスライド条項を適用

(1) 労務単価の機動的見直しに合わせ、例年の4月適用を2月に前倒し
 (2) 実勢価格の的確な反映

➡ **全職種平均値** 34,033円 対前年度比；+4.7%

労務単価の改定（上段：工事、下段：設計業務委託等）

⑥入札業務負担の軽減

- ・技術提案作成に関する企業の負担、その評価への発注者の負担を軽減するため、共通化できる1つの技術提案で複数工事の技術評価を実施する「技術提案一括審査方式」を導入

⑦住宅再建の円滑化のための工夫

災害公営住宅等住宅再建の工事は、平成26年度にピークを迎えており、供給の円滑化を図るための様々な工夫が講じられている。

- ・造成工事が不要な土地（学校、公園の跡地等公的不動産）の活用
- ・CM方式（事業の各段階（設計・施工・マネジメント）を大括りしまとめて委託）の導入
- ・地域工務店等の連携（地域の工務店、森林組合等の連携による施工体制の確保）
- ・「災害公営住宅整備に係る資材対策等に関する情報連絡会」の設置、開催（目的：建築資材の需給の見通し等について関係者間で情報共有を図り、円滑な施工の確保に寄与、構成員：発注機関（県、政令市）、建設業者団体、関係機関）

⑧用地取得を円滑に進めるための支援

事業に必要な用地の取得において、土地の権利者調査や所有者等が不明な土地における土地収用制度や財産管理制度の活用を促進するための専門知識を有する者が不足している状況に対し、国土交通省による被災市町村への相談窓口の設置、東北地方整備局用地職員の派遣等の支援を実施している。

⑨事業のマネジメント体制への官民協働の導入

短期間で事業化から供用まで到達することが求められる「復興道路・復興支援道路」事業においては、事業主体が測量や設計を個別に発注・委託してマネジメントするという従来の進め方では通常6年ほどかかる工事着手までの“川上”段階に要する時間を短縮するため、従来事業主体の職員が実施していた事業進捗管理、業務工程管理、地元への説明、関係機関との協議・調整、用地取得計画調整などにも民間の力を本格的に活用する「事業促進PPP」を企画・導入している。

5. 事業促進 PPP

東日本大震災の復興事業を契機に、三陸沿岸道路をはじめとして国土交通省の直轄事業で事業促進 PPP が用いられている。本小委員会では事業促進 PPP を実施している国土交通省関東地方整備局常総国道事務所で聞き取り調査を実施した。

調査の対象は東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）の道路整備事業における事業監理業務である。常総国道事務所の調査課の人員は課長と係長の 2 名であり、従来の方式であれば約 30km の総延長を 10km 程度の 3 工区に分割し、順次事業を進めていくところとなる。しかし地元からの強い要望により、30km 同時に事業促進を行う必要があり、9 名からなる民間技術者チームとの連携による事業促進 PPP の導入に踏み切った。

①～③の各業務での民間のノウハウの活用について、

①測量・調査・設計業務等に対する指導、調整等

各分野の専門家として施工性や用地取得の難易性を活かし、測量・調査・設計業務等のコンサルタントへの指導や調整等が出来る。

②地元及び関連行政機関との協議等

各分野の専門家としての知見に基づき、迅速な関係行政機関等との協議等が出来る。

③事業監理業務等

各分野の専門家が配置され、常駐しているため、信頼性や実現性の高い事業の工程表を作成し、事業進捗管理が出来る。

が挙げられ、入札説明書記載の業務の目的である「当該事業の円滑な事業推進」に向けて民間のノウハウが有効であると考えられる。

聞き取り調査時は、業務開始から間もないこともあり、具体的に業務の不都合な点は示されなかったが、今後も大規模事業で集中的に事業を推進する場合に事業促進 PPP 活用の可能性が示唆された。

【常総国道事務所事業促進 PPP 聞き取り調査結果】

日 時：2014 年 1 月 14 日（火） 14:00～17:00

場 所：常総国道事務所 会議室

出席者：常総国道事務所： 調査課 根本課長、中本係長
 事業監理業務受注者： 鈴木管理技術者
 齊藤主任技術者（事業監理担当）
 石井主任技術者（調査設計担当）
 万戸主任技術者（施工担当）
 土木学会小委員会： 小熊、天満、野村、早川、森

発注者（常総国道事務所殿）への質問

■事業の概要について

発-1. 今回、事業促進 PPP を取り入れている事業の概要について教えてください。

東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）は、東京都練馬区を起点として千葉県を経て茨城県水戸市に至る延長約 140 km の東関東自動車道水戸線のうち、茨城県潮来市延方を起点に、茨城県鉾田市飯名に至る延長約 31km の高速自動車国道である。

1. 規格・・・高速自動車国道(第 1 種第 3 級)
2. 設計速度・・・80km/h
3. 車線数・・・暫定 2 車線(完成 4 車線)

■事業促進 PPP について

(ア) 実施の背景

発-2. 今回事業促進 PPP を取り入れた背景について教えてください。

東関東水戸線（潮来～鉾田）は、並行する国道 51 号等の安全性向上、災害時のリダンダンシー確保の役割を担う区間である。当該区間は、平成 21 年度に事業化され、地元市等から約 31km の全線について、強い事業の同時促進及び早期供用を求められている。このような状況の中で、全線にわたり短期間に膨大な業務（調査、設計、協議・調整、用地取得等）の実施が必要不可欠である。

このため、官民がパートナーを組み、官民双方の技術や経験を活かしながら、効率的なマネジメントを実施し、事業の円滑な推進を図るため、当道路において事業促進 PPP を実施したものである。

発-3. 『東関東水戸線道路事業監理業務 25C9 説明書（以下、説明書）』（入札情報システムより）によると、業務の内容として下表の①～③とあります。これら業務の具体的な内容を教えてください。

	業務の具体的な内容
①測量・調査・設計業務等に対する指導、調整等	発注者の指示に基づき、主に以下の事項を実施 ○設計方針・工程の調整 ○測量・調査・設計業務等の指導・調整 ○測量・調査・設計業務等の成果内容の確認、及び発注者への報告・提案 ○測量・調査・設計業務等の検査資料の確認、及び発注者への報告・提案 なお、最終判断は発注者が実施

②地元及び関係行政機関等との協議等	発注者の指示に基づき、主に以下の事項を実施 ○測量・調査・設計業務等の立ち入りに関する地元説明会資料の作成、及び説明会終了後の補足説明 ○測量・調査・設計業務等に関する地元との調整・協議、及び発注者への報告・提案 ○関係行政機関等との調整・協議等、及び発注者への報告・提案 なお、最終判断は発注者が実施
③事業監理業務等	発注者の指示に基づき、主に以下の事項を実施 ○全体事業計画に関する基本方針・事業計画・工事計画の検討、及び発注者への報告・提案 ○事業計画案の進捗状況管理 ○事業期間短縮・コスト縮減に関する検討、及び発注者への報告・提案 ○用地取得計画の検討及び用地進捗管理 ○事業に関する情報公開、広報の企画・提案及び実施 なお、最終判断は発注者が実施

発-4. 従来の発注方式においてこれら業務の実施方法（ご担当者、実施期間、支援・補助者の有無）について教えてください。

	貴事務所担当者	業務ボリューム (人・日)	支援・補助者の有無
① 測量・調査・設計業務等に対する指導、調整等	根本調査課長 中本調査係長	4 2 4 人・日	有
② 地元及び関係行政機関等との協議等	根本調査課長 中本調査係長	4 2 4 人・日	有
③ 事業監理業務等	根本調査課長 中本調査係長	4 2 4 人・日	有

発-5. これら業務で、民間のノウハウを活用できるのはどのような点でしょうか。

	民間のノウハウを活用できる点
① 測量・調査・設計業務等に対する指導、調整等	各分野の専門家として、施工性や用地取得の難易性を活かし、測量・調査・設計業務等のコンサルへの指導や調整等ができる。
② 地元及び関係行政機関等との協議等	各分野の専門家としての知見に基づく迅速な関係行政機関等との協議等ができる。
③ 事業監理業務等	各分野の専門家が配置され、常駐しているため、信頼性や実現性の高い事業の工程表を作成し、事業進捗監理ができる。

- (イ) 事業監理業務受注者の組織、選定方法・契約上の義務について
 発-6. 貴事務所と事業監理業務受注者で構成されるチームについて（人数・業種）教えて下さい（説明書の「2. (2) 予定技術者」を参考に担当項目を記入しています）。

担当	貴事務所（左欄の項目に該当するご担当者）	監理業務受注者	
		人数	所属会社業種
管理技術者	根本調査課長、中本調査係長	1人	設計コンサル
事業監理担当	根本調査課長、中本調査係長	2人(主任1名, 技術員1名)	設計コンサル
調査設計担当	根本調査課長、中本調査係長	2人(主任1名, 技術員1名)	設計コンサル
用地担当	大野用地第二課長、大竹専門官、田村係長、中田専門員	2人(主任1名, 技術員1名)	用地補償コンサル
施工担当	根本調査課長、中本調査係長	2人(主任1名, 技術員1名)	施工会社

- 発-7. 入札時の技術提案項目についてお尋ねします。特定テーマ1にて事業監理を的確に実施するうえでのポイントを求められていますが、事業監理は本来発注者による業務であると考えます。この場合、入札参加者からの技術提案は実際の業務内容に対して的確なものであったのでしょうか。それとも事業監理の経験を持つ民間事業者や、他の事業促進PPPで事業監理業務の受注者であることが入札参加の条件となるのでしょうか（たとえば説明書「2. (1) 技術提案の提出者 3) [4] 自動車専用道路または一般国道に関するPMまたはCMの実績を有するもの」）

入札参加の条件として、説明書「2. (1) 技術提案の提出者 3) [4] 自動車専用道路または一般国道に関するPMまたはCMの実績を有するもの」についても、入札参加の一部の条件としています。なお、特定した受注者においては、実際の業務を行うに当たり、技術提案が適切なものとなっていたため、特定したものです。

- 発-8. 入札時に参考業務規模を提示されていますが、業務量の予測精度はどの程度でしょうか。業務遂行中に業務量が増減（たとえば調整項目の増加・協議の難航により人員が不足、業務の難易度が異なる）し、当初の目標が達成できず、問題となることはありますか。

業務量の予測は、過去の業務実態から推測したものです。業務遂行中に、業務量が大きく増減する場合は、受発注者間で協議を行い、対応を決定することになります。

- 発-9. 入札参加者の参考見積が発注者提示の参考業務規模と乖離する場合、その差異を交渉により調整する事は望ましいとお考えですか（現在公共事業で価格交渉は認められていませんが、参考までにお考えを聞かせていただけるとありがたいです）。

現在の会計制度や契約制度では、難しいと考えます。

- 発-10. 監理業務受注者の守秘義務はどのように担保していますか。また発注者内部で保持すべき情報の漏えい防止のためにどのような対策を行っているのでしょうか。

契約書第1条第5項及び仕様書第1章第27条において、守秘義務を付しており、監理業務受注者への守秘義務は担保しています。

また、発注者としては、仕様書第1章第28条の個人情報の取り扱いで、資料の返却等を付して

おります。さらに、発注者の指示または承諾により個人情報記載された資料を複写等した場合には、確実にそれらを破棄又は消去するとともに、管理技術者から証明書を発注者に提出することとしています。

発-11. 工期短縮・工事費削減について監理業務受注者には達成時のインセンティブはあるのでしょうか。たとえば業務終了後の評価点として評価されるのでしょうか。

現在のところ、具体的なインセンティブは考えておりません。業務目的に即して、優良な業務成果が得られた場合は、業務成績評価に反映されることとなります。

(ウ) 事業促進 PPP の効果・課題と今後の展開

発-12. 本業務の目的である当該事業の円滑な事業推進が、事業促進 PPP によって達成される要因として下記の項目が有効であるか教えてください。

①民間のノウハウの活用

各分野の専門家による民間のノウハウによって、事業進捗の課題等も多方面からの検討や整理が可能であり、大変有効である。

②複数の業務について監理業務受注者との契約により、より包括的視点からの協議・指導・調整
複数の業務間で調整が必要な課題の抽出と調整が行えるため、大変有効である。

③監理業務受注者による人員の増員

担当ごとに人員を増員しており、各業務に偏りなく対応できていると考えられ、大変有効である。

④その他

現場での実務に精通した受注者のノウハウを活用することにより、現場の手戻りを減少させることに期待しています。

発-13. 監理業務受注者の責任と権限について改善の余地はありますか。

仕様書第2章第5条において、監理業務の内容、さらに、第6条において、監理業務受注者の責任を付しており、明確としておりますが、今後、業務を進めていくながら、必要に応じて改善すべきところも検討する可能性はあります。

発-14. 事業促進 PPP を実施する上で不都合な点があればその内容と、改善についてのご意見をお聞かせください。

現在のところ、事業促進 PPP 業務を実施中であり、具体的に不都合な点をお示しすることはできませんが、役割分担、効率性、公平性・中立性等の観点から引き続き検証を行っていく予定です。

発-15. 今後、事業促進 PPP により民間に委託したほうが事業推進の効率性が向上すると考えられる事業はありますか。

大規模事業において、集中的に事業を推進する必要がある場合などに活用できると考えます。

事業監理業務受注者への質問

民-1. 受注した業務で、民間のノウハウを生かせると思う業務は何ですか。

- ・発注者の代理として、正確な情報の共有、事業全体の把握により、現場経験を活かしたより実情に近い全体工事工程の再構築、実現可能な施工方法、工事工程の検討・提案ができると考えます。
- ・計画時点で予想される施工上の課題の抽出、対策の立案ができると考えています。
- ・様々な専門分野の技術者集団により、事業に関連した調査・設計～施工に至る一連の作業において、事業に関連した測量・調査・設計等発注業務に対する問題点の指摘・代替案や方針の提示ができると考えています。

民-2. 受注した業務で、発注者が民間による支援を必要としている業務は何ですか。

- ・全般的な事業の進捗管理と測量・調査・設計業務等受注者への技術的視点からの指導・助言による事業促進です。

民-3. 受注した業務以外で、民間のノウハウが生かせると思われる業務はありますか。

- ・現状ではありません。

民-4. 技術提案項目の特定テーマ1にて事業監理を的確に実施するうえでのポイントを求められていますが、事業監理は本来発注者による業務であると考えます。貴社は以前に事業監理を受注した経験はありましたか。もしなかった場合、どのように提案内容を検討しましたか。

- ・一昨年に東北地方整備局管内での受注実績があります。

民-5. 入札時に業務量の目安が発注者から提示されていましたが、業務量・内容から想定される貴社の見積もりと比べて差がありましたか。もし制度上可能であれば、その差について発注者と確認・調整する交渉は望ましいとお考えですか。

- ・実際の業務内容に対応するためには、高度な技術を要するため、今後の業務受注に際しては確認及び調整の余地があるのではないかと考えます。

民-6. 業務の内容、責任・権限について何か不都合な点はありますか。改善についてのご意見も併せてお聞かせください。

- ・経験豊富な配置技術者により、測量・調査・設計等の業務受注者に対してリアルタイムな回答で作業の効率化が図られると考えますが、事業監理 PPP は最終的な判断や指示等の権限を有していません。関係機関協議及び業務打合せにおいては、発注者の判断待ちによるタイムラグが生じる場合があります。本業務においては、協議の重要度に応じた発注側の同行、また、受発注者の相互の報告・連絡・相談を密にすることで、対応を図っています。

民-7. 業務を受注したことによる貴社にとってのメリットは何ですか。

- ・同種業務の実績の蓄積、JVパートナーとの関係強化につながります。
- ・本業務の経験を社に還元し、新たなビジネスチャンスの発掘になります。

- ・発注者側の業務処理の仕組みが理解でき、今後の測量、調査・設計等業務を実施する上で幅広い提案・提言が可能となり、発注者の求める質の高い成果を提出することができます。

民-8. 業務を受注したことによる貴社にとって不都合なことはありましたか。

- ・担当路線の発注業務に対する受注が制限されるため、受注機会の減少が生じます。

民-9. 今後、事業促進 PPP にどのような発展を望まれますか。

- ・事業が進捗するにしたがって、業務遂行上の周辺環境が変化に臨機応変に対応できるよう、当初契約図書 of 適切な修正・変更ができるシステム構築が必要と考えています。また、今後の事業促進 PPP 業務の発注においては、状況に応じた人員配置の変更ができるよう、契約手続きの流動的な運用が可能なシステムが望まれます。

6. 資料集（小委員会における事例報告・発表資料）

6.1 韓国の監理者制度（高野委員）	64
6.2 入札・契約制度の現状と中小企業の取組みに対する課題 （株式会社桑原組代表取締役 奥津会長）	66
6.3 英国道路庁の調達手法（井上委員）	76
6.4 プロジェクトマネジメント国際標準 ISO21500 と公共工事におけるプロジェクト マネジメントの現状（中山委員）	81
6.5 欧米の入札制度 —日本との比較・日本への示唆—（大野委員）	104
6.6 コストオン・指定下請工事及び性能発注に関する実態調査 （日建連（鹿島）山本部長）	113
6.7 財政健全化と両立する公共事業のあり方（慶応大学 土居教授）	189
6.8 調達改革と予算会計制度（明治大学 田中教授）	202
6.9 中小建設業が期待する公共調達の精神と仕組み～特に地域防災と地域貢献の視点から～ （名古屋建設業協会 山田会長）	217